

第二期長野市子ども・子育て支援事業計画

【令和2年度～令和6年度】

答申案

令和2年1月

目 次

第1部 総 論	1
第1章 計画策定に当たって	2
1 計画の概要	2
2 計画策定の背景	4
3 長野市の子ども・子育て環境の状況	8
4 第一期長野市子ども・子育て支援事業計画の評価	20
5 長野市の子ども・子育て支援にかかる課題	23
第2章 計画の基本的な考え方	26
1 基本理念	26
2 計画推進のための基本的な視点	26
3 成果指標	27
4 施策体系	28
第2部 施策の展開	31
第1章 基本目標I 結婚の良さや子育ての楽しさを実感できる支援をする	32
基本施策① 結婚の支援	32
基本施策② 妊娠・出産期の支援	34
第2章 基本目標II 子どもが健やかに育つよう子育ち・子育てを支援する	36
基本施策③ 幼児期の教育・保育環境の整備	36
基本施策④ 幼児期の教育・保育の質の確保と向上	40
基本施策⑤ 障害児支援の充実	46
第3章 基本目標III 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する	53
基本施策⑥ 乳幼児期から思春期までの子育て支援の充実	53
基本施策⑦ 社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援の充実	62
基本施策⑧ 児童虐待防止対策の充実	67
第4章 基本目標IV 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する	72
基本施策⑨ 地域における子育て支援の推進	72
基本施策⑩ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進	78
第5章 計画の推進	83
1 市民や関係機関等との連携	83
2 計画の達成状況の点検・評価	83
第3部 量の見込みと確保方策	85
第1章 量の見込みと確保方策	86
1 教育・保育提供区域の設定	86
2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	90
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	97
第4部 資 料 編	115
1 指標・目標値一覧	116
2 計画策定の経緯等	124
3 用語解説	129
4 関係法令及び条例等	130

第1部

總 論

第1章 計画策定に当たって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

- 本市では、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「長野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。引き続き、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するため、新たな「長野市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。
- これまでの子ども・子育て支援施策の取組状況を検証し、見直しを行うとともに、子ども・子育てを取り巻く変化に対応した施策を推進します。

(2) 計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付けます。
- 次世代育成支援対策推進法に定める「行動計画策定指針」に示される基本理念及び基本的事項等を踏まえた計画とします。
- 子どもの貧困対策推進法に規定され、国が策定した「子どもの貧困対策に関する大綱」の方向性を踏まえ、子どもの貧困対策の視点による取組を推進する施策を包含します。
- 児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づく、児童虐待防止のための施策を包含します。
- 本市市政の最上位計画である「第五次長野市総合計画」の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画、県の関連計画との整合性を図るものとします。

(3) 計画期間

- 令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
- 社会情勢の変化や国の制度の変更、市の上位計画・関連計画の見直し、市民ニーズ等に対応するため、計画期間の中間年を目安として、事業や目標値等の見直しを実施します。

(4) 策定体制

- 本計画の策定に当たっては、長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を子ども・子育て支援法第77条に定められている「合議制の機関（長野市版子ども・子育て会議）」として位置づけ、計画の内容などについての協議を行いました。

【上位計画】

- ・第五次長野市総合計画（H29～R8）

【根拠法】

- ・子ども・子育て支援法
- ・次世代育成支援対策推進法

↓ 方向性

↓ 規定

第二期長野市子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援対策行動計画と一体的に策定

↑ 整合

↑ 整合・参照

【関連計画】

- ・長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（H27～R3）
- ・第三次長野市地域福祉計画（H28～R3）
- ・第二次長野市教育振興基本計画（H29～R3）
- ・長野市障害者基本計画（H23～R2）
- ・第5期長野市障害福祉計画・第1期長野市障害児福祉計画（H30～R2）
- ・第三次長野市健康増進・食育推進計画（H29～R4）
- ・第四次長野市男女共同参画基本計画（H30～R3）

【長野県関連計画】

- ・第二期長野県子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）
- ・長野県子ども・若者支援総合計画（H30～R4）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第五次長野市総合計画					H29～R8			
第二期長野市子ども・子育て支援事業計画					R2～R6			
長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略				H27～R3				
第三次長野市地域福祉計画				H28～R3				
第二次長野市教育振興基本計画				H29～R3				
長野市障害者基本計画			H23～R2					
第5期長野市障害福祉計画・ 第1期長野市障害児福祉計画				H30～R2				
第三次長野市健康増進・食育推進計画				H29～R4				
第四次長野市男女共同参画基本計画				H30～R3				

2 計画策定の背景

(1) 各種制度の動向

① 子ども・子育て支援制度

- 幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育つていける支援を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定されました。
- 多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するため、平成28年度に「仕事と子育て両立支援事業」が創設され、企業主導型保育を促進しています。
- 平成30年度から推進されている「子育て安心プラン」では、令和4年度末までに待機児童を解消すること、令和4年度末までの5年間で25～44歳の女性の就業率80%に対応できる約32万人の受け皿を整備することが求められています。
- 令和元年5月、法が改正され、3歳～5歳児については原則として全ての世帯、0歳～2歳児は住民税が非課税となる低所得世帯を対象に、認可保育所や幼稚園などの利用料が無償となる「幼児教育・保育の無償化」が令和元年10月から開始しています。
- 近年の女性就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれることから、「新・放課後子ども総合プラン」において、令和3年度末までに約25万人分を整備して待機児童を解消し、令和5年度末までに計約30万人分の受け皿を整備することを目標に掲げています。

② 次世代育成支援対策

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成17年度から10年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」が制定されました（法改正により10年間延長）。
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進しました（法改正により策定義務は任意化）。
- 国は、法に掲げる基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定しています。

③ 児童虐待防止対策

- 児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものであるとの認識のもと、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。
- 児童虐待防止法では、国及び地方公共団体の責務として、児童虐待の予防や早期発見、児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護と自立の支援等を規定するとともに、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに市町村もしくは児童相談所に通告しなければならないとしています。

○昨今の児童虐待の社会問題化を背景に、国では平成 30 年 7 月に児童虐待防止対策の緊急総合対策を決定したほか、令和元年 6 月、児童虐待防止法等が改正され、児童相談所の体制強化と併せ、親による体罰の禁止が盛り込まれています。

④ 障害児支援施策

○平成 24 年の児童福祉法改正により、障害児支援の強化を図るため、これまで障害種別で分かれていた事業体系が、通所・入所の利用形態の別により一元化されました。○平成 30 年度を初年度とする「第 4 次障害者基本計画」では、障害者権利条約の理念に基づき、障害を理由したあらゆる差別の解消や「合理的配慮」の提供の確保に向けた取組が示されています。

⑤ 子どもの貧困対策

○国では、子どもの貧困対策をより一層推進していくため、令和元年 6 月 19 日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正が行われ、子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等を含めて子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されました。

○国は、法の一部改正を受け、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長できる社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」を見直し、令和元年 11 月 29 日に閣議決定されました。

○大綱では、子どもの貧困対策に関する基本的な方針とともに、重点施策として、①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援などの具体的な取組を明示しています。

⑥ 地域共生社会の実現

○国は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

○地域共生社会の実現に向けて社会福祉法が改正され、市町村は住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の整備に努めることが規定されました。

⑦ 働き方改革の推進

○労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等を目的として働き方改革が進められ、関連法が令和元年 4 月から順次施行され

ています。

○関連法では、時間外労働の上限規制や正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の禁止等が規定されています。

(2) 県・長野市の動向

① 長野県子ども・子育て支援事業計画

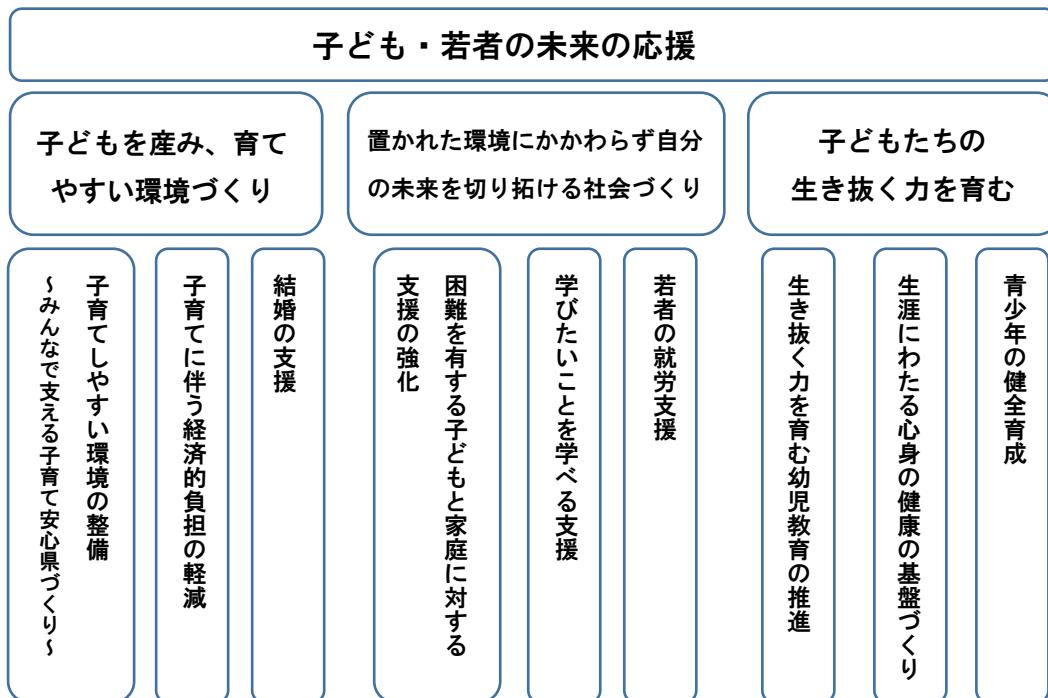
○長野県では、子ども・子育て支援法第62条第1項に基づき、県内市町村が子ども・子育て支援新制度の実施主体としての役割を十分に果たせるよう必要な支援を行うとともに、特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずること等を主眼として、「長野県子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

② 長野県子ども・若者支援総合計画

○長野県では、結婚・妊娠・出産、幼少期から青年期まで、次世代を担う子ども・若者を切れ目なく社会全体で支え、応援するため、平成30年3月に「長野県子ども・若者支援総合計画」を策定しました。

○計画には、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画に加え、子ども・若者育成支援推進法に基づく施策や子どもの貧困対策推進法に基づく施策等も含まれています。

基本目標



③ 第五次長野市総合計画

- 市政の最上位計画となる第五次長野市総合計画では、まちの将来像を「幸せ実感都市『ながの』～“オールながの”で未来を創造しよう～」としています。
- 保健・福祉分野の「進めるべき政策」の一つに「少子化対策、切れ目のない子ども・子育て支援」を掲げ、結婚、妊娠・出産、子育てにおける切れ目のない支援や子どもの成長を育む環境の充実、社会的援助を必要とする家庭等の自立支援に取り組んでいます。

【将来像】

幸せ実感都市
「ながの」

【保健・福祉分野】

人にやさしく
人がいきいき暮らす
まち「ながの」

【子ども・子育て支援関連施策】

少子化対策、切れ目のない子ども・子育て支援

- 結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援
- 子どもの成長を育む環境の充実
- 社会的援助を必要とする家庭等の自立支援

3 長野市の子ども・子育て環境の状況

(1) 少子化・未婚化・晩婚化の進行

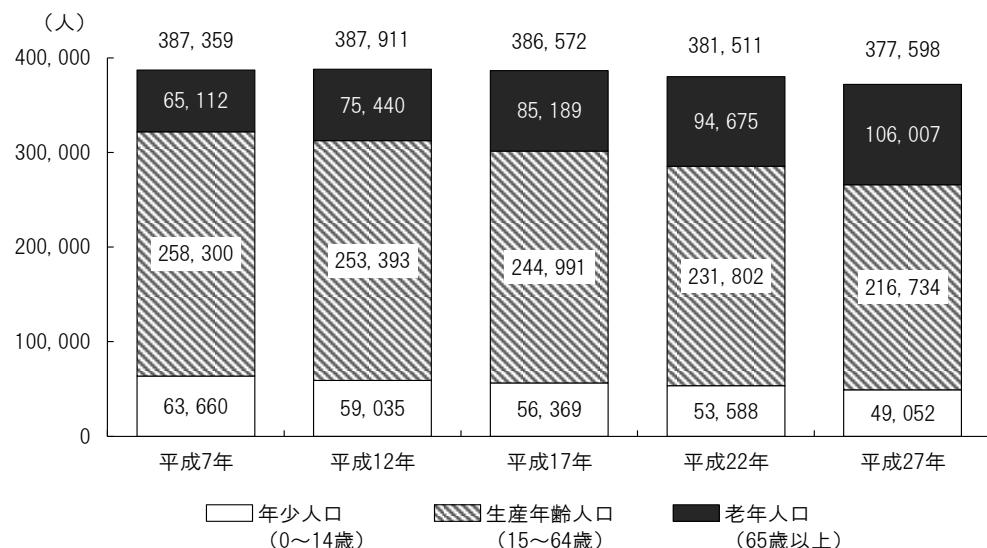
① 少子化の状況

本市の年少人口は、平成7年の63,660人から平成27年には49,052人と20年間で14,608人(22.9%)減少し、総人口に占める割合も16.4%から13.0%まで低下しています。

ここ10年間の出生数の推移をみると、平成21年の3,302人から平成30年には589人(17.8%)減の2,713人となっています。

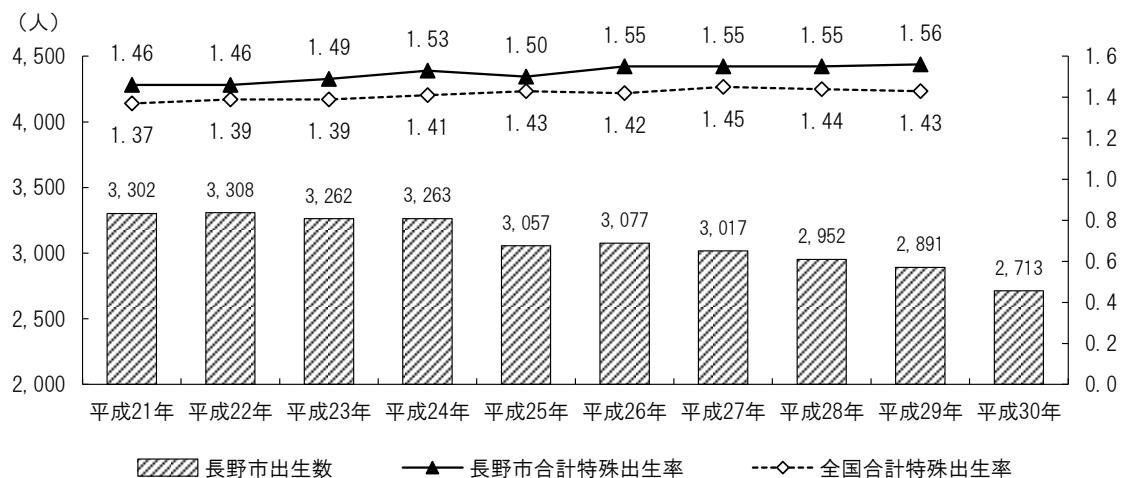
合計特殊出生率は平成26年まで増加傾向にあり、その後は横ばいで推移しています。全国と比べるとやや高い値となっています。

■年齢3区分別人口の推移



出典：国勢調査

■出生数及び合計特殊出生率の推移



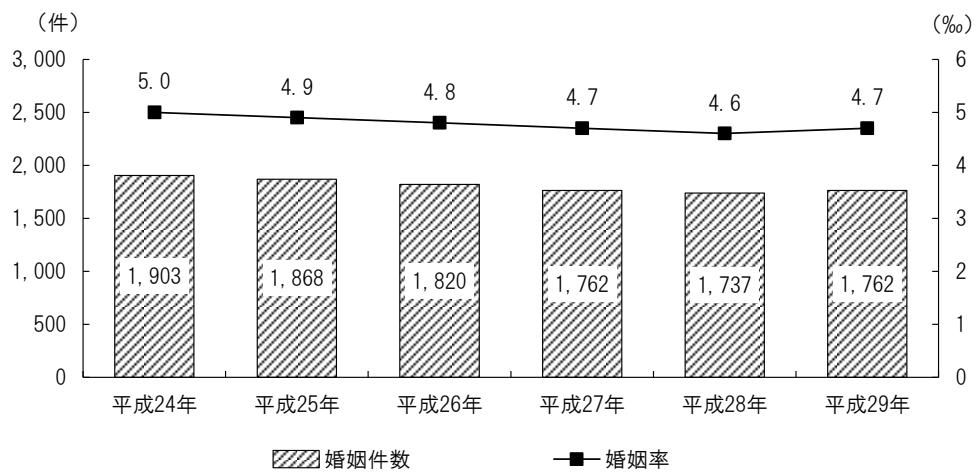
出典：人口動態統計、長野市企画課資料

②未婚化・晩婚化の状況

本市の婚姻の状況をみると、婚姻数、婚姻率とも、平成28年まで減少し続けていましたが、平成29年は増加に転じ、1,762件となっています。

年齢別未婚率をみると、多くの年代で未婚率が上昇しています。50歳時未婚率も上がっています。平成27年で男性が21.2%、女性が12.9%となっています。

■婚姻数・率の推移



出典：長野県衛生年報

■年齢別未婚率の推移

	男			女		
	H17	H27	差	H17	H27	差
15-19歳	99.5%	99.3%	△ 0.2	99.2%	98.7%	△ 0.5
20-24歳	93.5%	93.4%	△ 0.1	88.7%	91.0%	2.3
25-29歳	69.0%	71.8%	2.8	57.9%	62.1%	4.2
30-34歳	44.9%	44.2%	△ 0.7	31.2%	32.1%	0.9
35-39歳	29.1%	31.8%	2.7	18.3%	22.0%	3.7
40-44歳	20.4%	28.0%	7.6	10.9%	17.6%	6.7
45-49歳	16.1%	23.6%	7.5	7.4%	15.2%	7.8
50-54歳	12.4%	18.8%	6.4	5.6%	10.6%	5.0
50歳時未婚率	14.2%	21.2%	7.0	6.5%	12.9%	6.4

出典：国勢調査より算出

(2) 子育て家庭の状況

① 世帯の状況

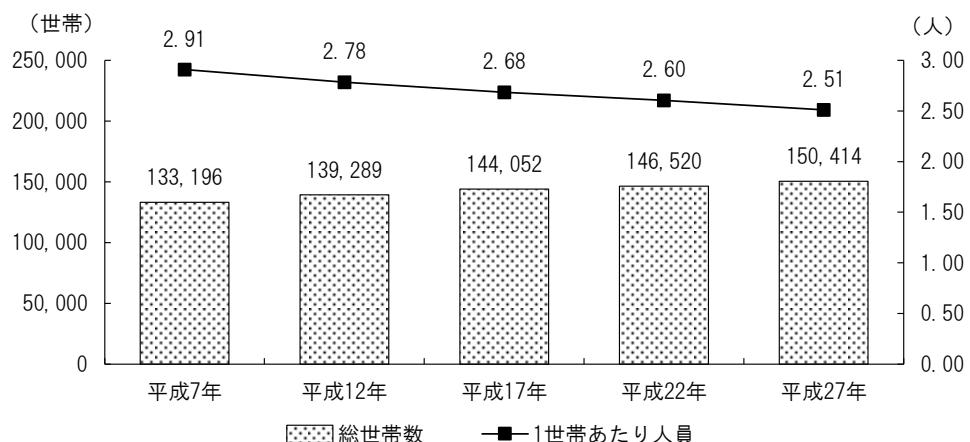
本市の世帯数は増加傾向にあり、平成7年の133,196世帯から20年間で17,218世帯(12.9%)増加し、平成27年には150,414世帯となっています。

一般世帯のうち約6割が核家族世帯であり、県、全国と比べてやや高い割合となっています。核家族世帯の構成をみると、夫婦のみ世帯とひとり親世帯の割合が増加し、夫婦と子どもの世帯の割合が減少しています。また、母子世帯・父子世帯ともに世帯数が増加しています。

ニーズ調査※の結果をみると、日常的に子どもをみてもらえる環境にある子育て家庭は30.2%で、前回調査の結果と比較すると4.3ポイント減少しています。子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいない家庭は11.7%となっています。

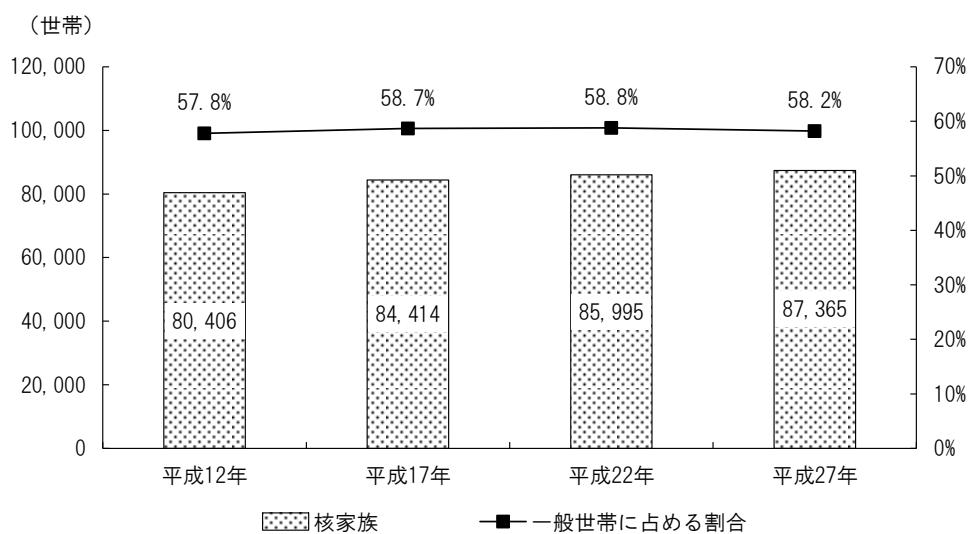
※ニーズ調査：子育て世帯の保護者を対象としたアンケート調査（P20参照）

■総世帯数及び1世帯あたり人員の推移



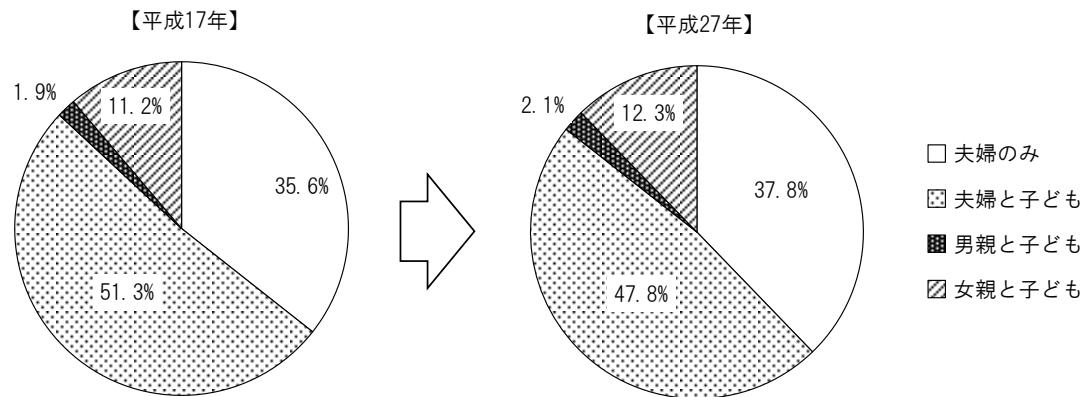
出典：国勢調査

■核家族世帯数及び世帯数に対する割合の推移



出典：国勢調査

■核家族世帯の構成比



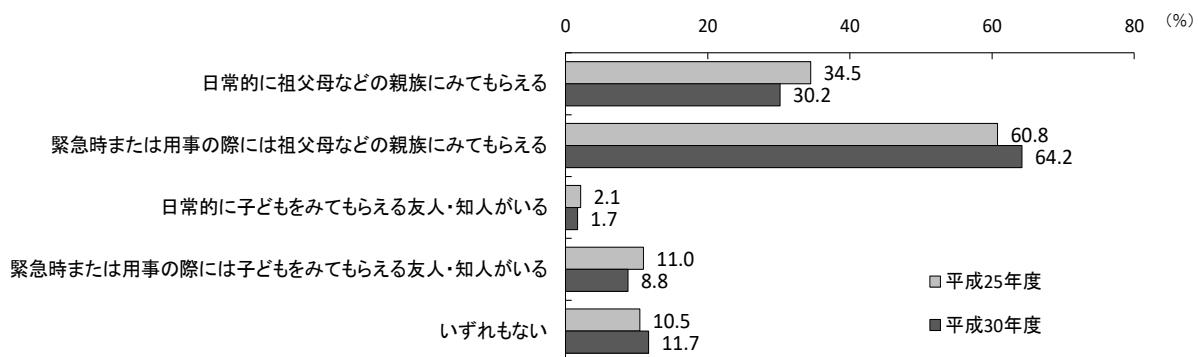
出典：国勢調査

■世帯構成の推移及び県・全国との比較

	長野市		長野県		全国	
	H17		H27		H27	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯	146,221	-	150,098	-	805,279	-
核家族世帯	85,995	58.8%	87,365	58.2%	458,750	57.0%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	12,389	8.5%	11,490	7.7%	56,356	7.0%
母子世帯	1,918	1.3%	1,985	1.3%	10,997	1.4%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	321	0.2%	313	0.2%	1,782	0.2%
父子世帯	192	0.1%	205	0.1%	1,320	0.2%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	15	0.01%	11	0.01%	81	0.01%

出典：国勢調査より算出

■子どもをみてもらえる親族・知人の有無



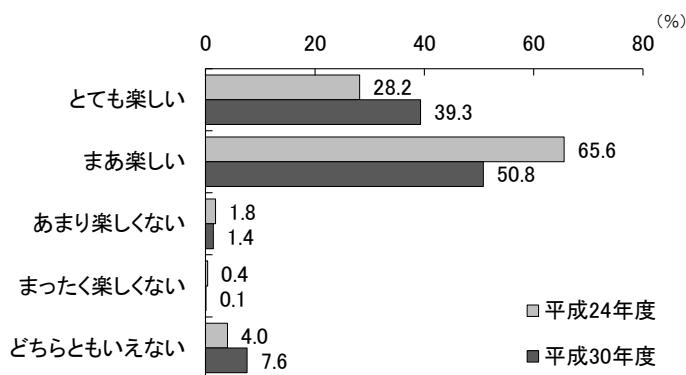
出典：ニーズ調査（就学前児童の保護者）

② 子育ての楽しさ・負担感

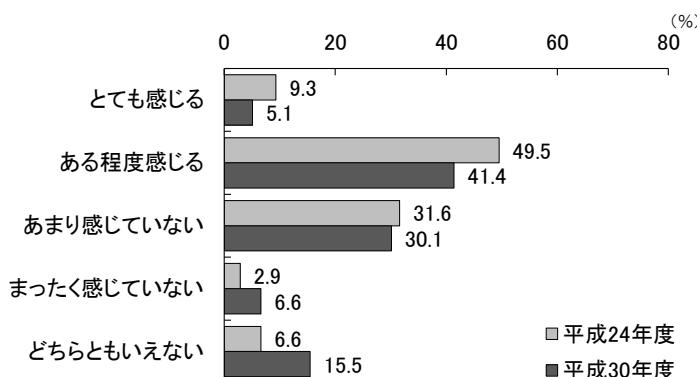
ニーズ調査の結果から子育ての楽しさについてみると、6年前の調査結果と比べて、子育てを「とても楽しい」とする人が増え、「まあ楽しい」とする人が減っています。

また、子育ての負担感について、「とても感じる」「ある程度感じる」人の割合が減る一方で、「どちらともいえない」とする人が増えています。

■子育ての楽しさ



■子育ての負担感



出典：H24 アンケート調査・H30 ニーズ調査（就学前児童の保護者）

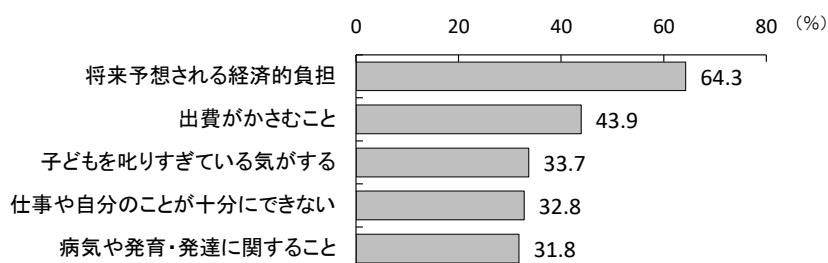
③ 子育ての悩みや不安

ニーズ調査の結果から保護者の悩みや不安をみると、就学前児童保護者、小学生保護者とも「将来予想される経済的負担」、「出費がかさむこと」の割合が高くなっているほか、「子どもを叱りすぎている気がする」が上位に来ています

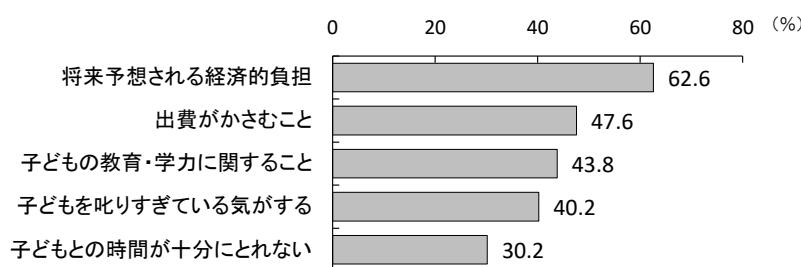
子育ての負担感を「とても感じる」人の悩みや不安の状況をみると、「仕事や自分のことが十分にできない」、「子どもとの接し方に自信が持てない」、「手をあげたり育児をやめたくなるときがある」等で、全体との差が大きくなっています。

■子育ての悩みや不安【上位5項目】

(就学前児童保護者)



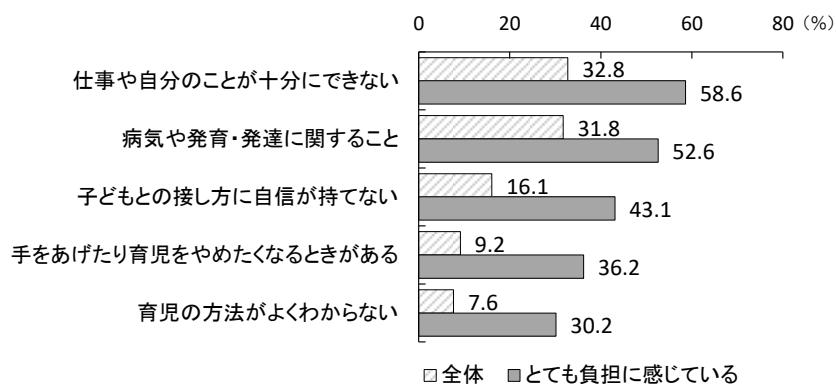
(小学生保護者)



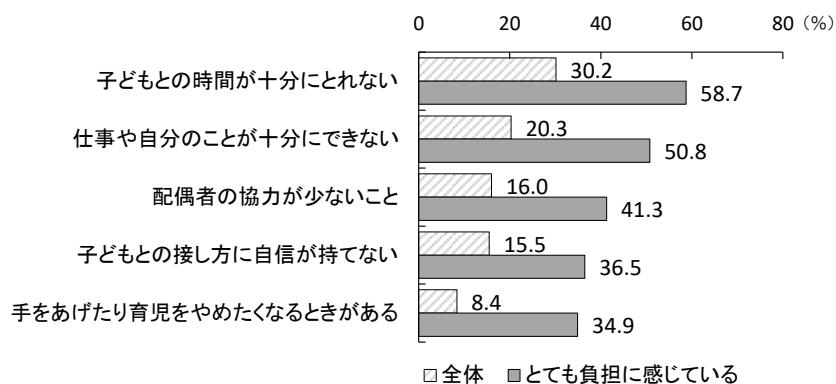
出典：H30 ニーズ調査

■負担感が強い人の悩みや不安【全体と差が大きい5項目】

(就学前児童保護者)



(小学生保護者)



出典：H30 ニーズ調査

(3) 就労意向と保育ニーズ

① 就労状況

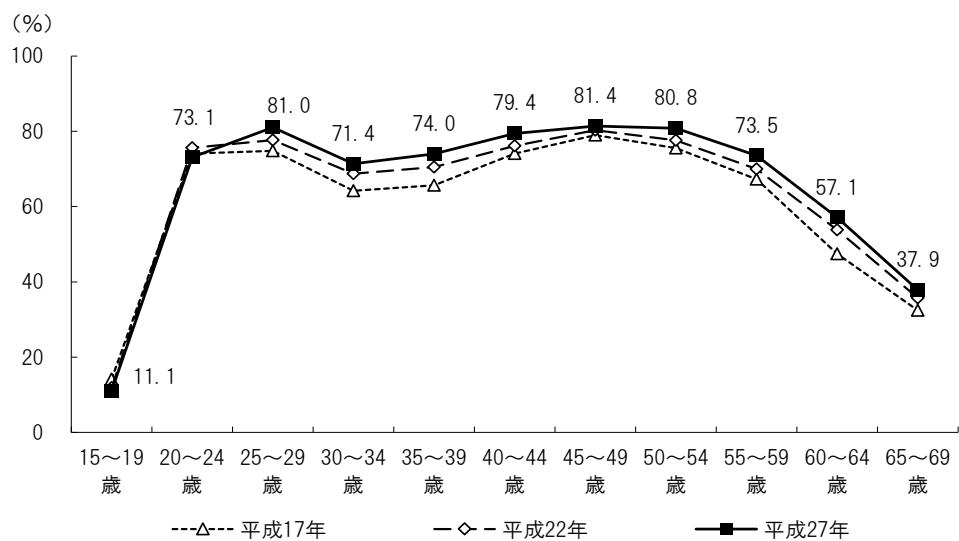
女性の年齢別労働率の推移をみると、20歳後半から40代前半の労働率が上昇しており、いわゆるM字カーブ※がゆるやかになってきています。

また、女性の従業上の地位は、平成22年から平成27年にかけて「正規職員・従業員」、「パート・アルバイト・その他」の割合が増加し、「その他（業主、家庭内職者、不詳）」の割合が減少しています。

ニーズ調査の結果から母親の就労意向をみると、現在、パート・アルバイト等で働いている人のうち、5割近くの人が「フルタイム」への転換を予定又は希望しています。また、現在働いていない母親の3割以上が「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」と回答しています。

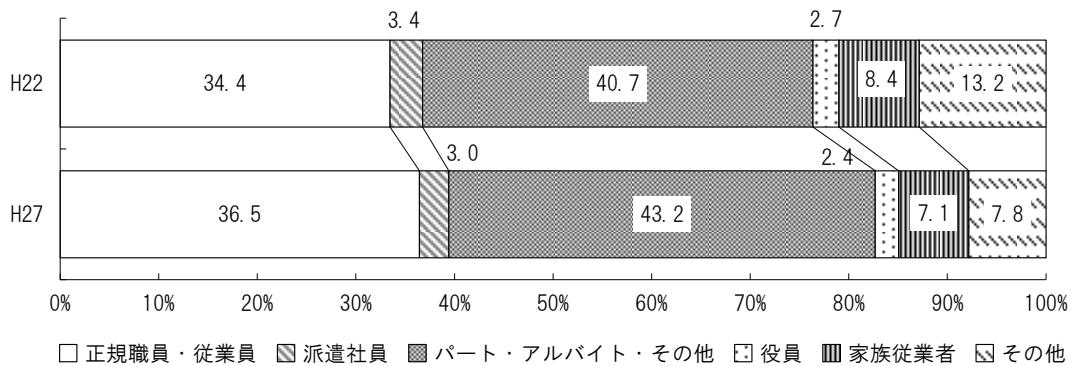
※M字カーブ：女性の労働率が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することを表したことば。女性の年齢別労働率を折れ線グラフにしたときに、Mの形になることからそういわれている。

■女性の労働率の変化



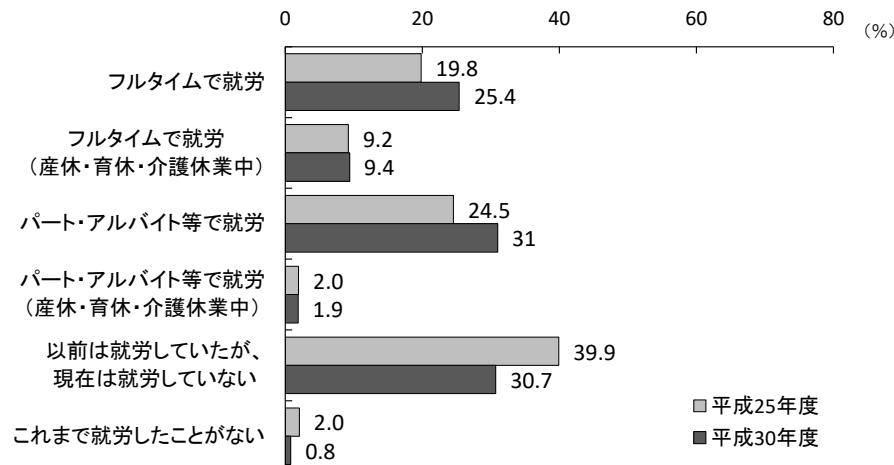
出典：国勢調査より算出

■女性の従業上の地位の構成比の推移



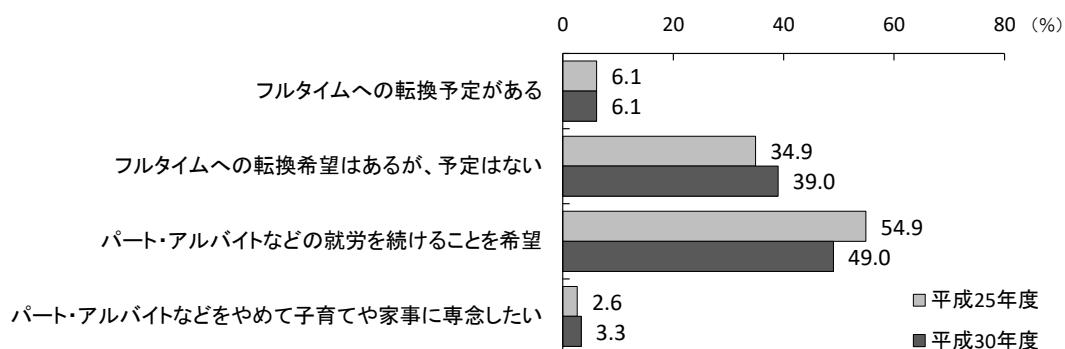
出典：国勢調査より算出

■母親の就労状況



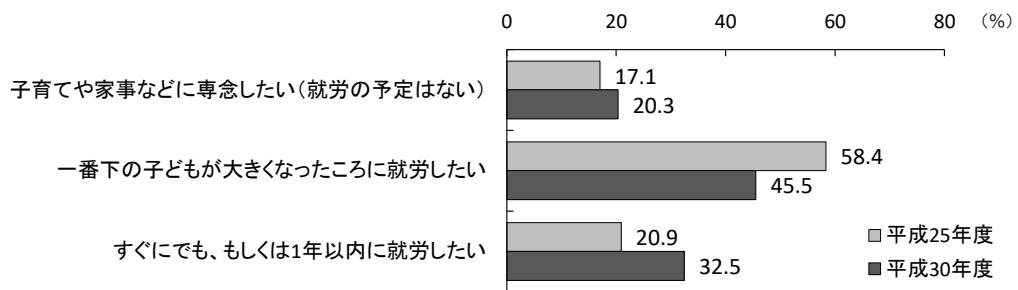
出典：ニーズ調査（就学前児童の保護者）

■パートからフルタイムへの転換意向



出典：ニーズ調査（就学前児童の保護者）

■現在、働いていない人の就労意向



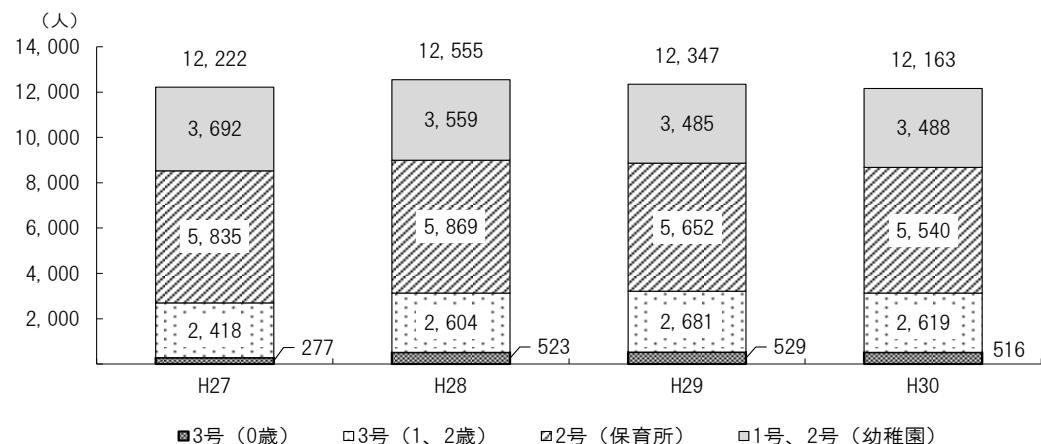
出典：ニーズ調査（就学前児童の保護者）

② 保育ニーズの状況

本市の保育所、幼稚園等の利用状況とみると、全体では概ね横ばいで推移していますが、認定区分別にみると、3号認定（0歳及び1、2歳）の利用者が増加し、1号、2号認定の利用者数が減少しています。また、保育所の申込率（申込者数÷児童数）をみても、特に0歳、1・2歳で上昇しています。

今後の利用意向では、保育所が約6割、幼稚園、認定こども園がそれぞれ4割弱（複数回答）となっています。前回調査の結果と比較すると、認定こども園の利用意向が高まっています。

■保育所・幼稚園の利用状況



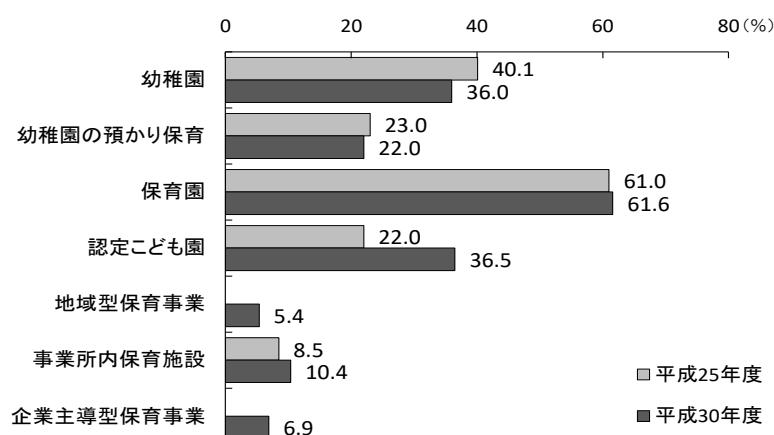
出典：長野市保育・幼稚園課

■保育所申込率の推移

年齢	H27	H28	H29	H30
0歳児	6.8%	7.4%	7.7%	9.3%
1・2歳児	38.8%	41.3%	43.1%	43.2%
3歳以上児	59.5%	60.0%	60.0%	60.2%
合計	44.4%	45.7%	46.4%	46.8%

出典：長野市保育・幼稚園課（各年度4月1日時点）

■教育・保育事業の利用意向



出典：ニーズ調査（就学前児童の保護者）

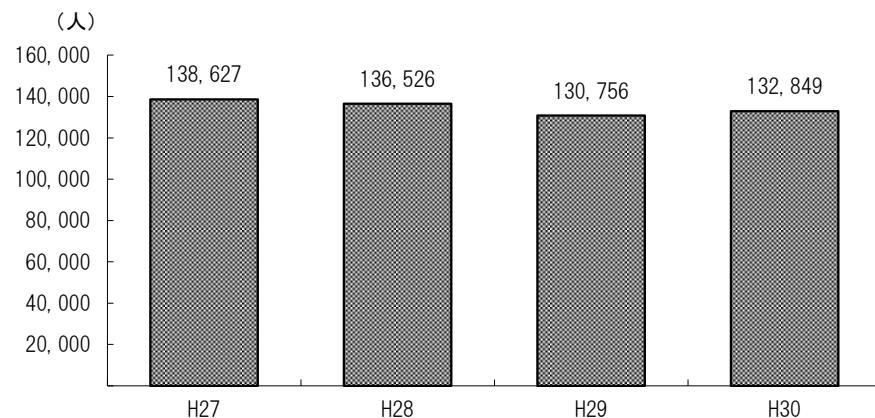
(4) 地域・職域における子育て支援

① 地域における子育て支援の状況

地域子育て支援拠点事業（こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場）の延べ利用者数は13万人前後で推移しています。

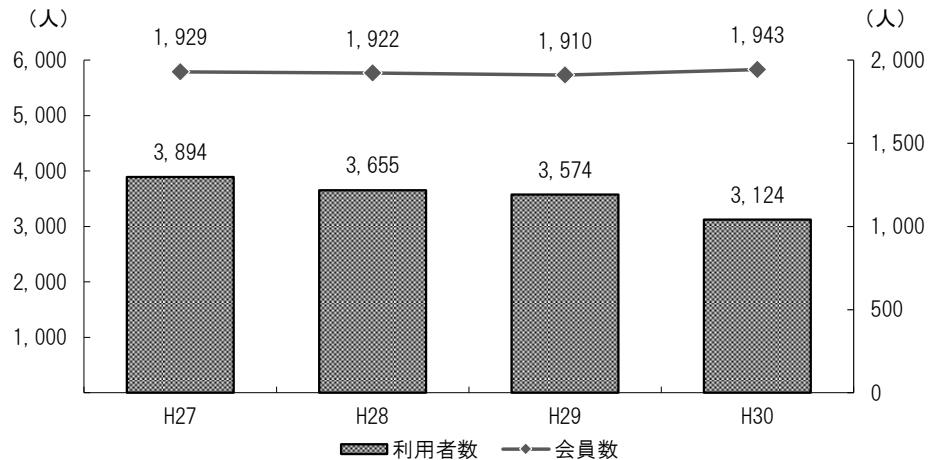
ファミリー・サポート・センターは、会員数は横ばいですが、延べ利用者数は年々減少しています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況



出典：長野市保育・幼稚園課

■ファミリー・サポート・センターの利用状況



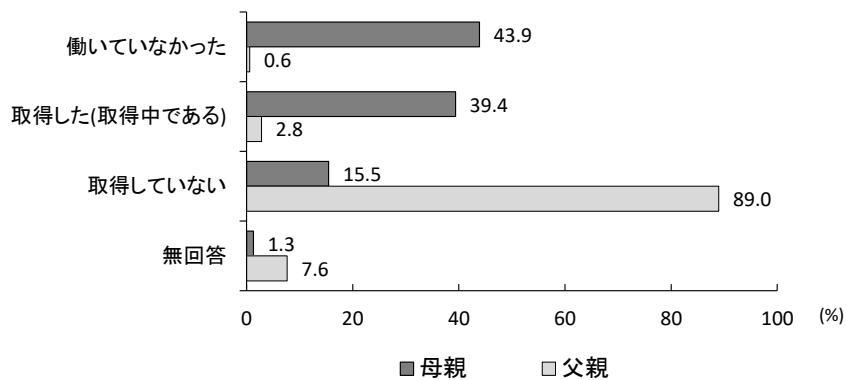
出典：長野市保育・幼稚園課

② 職域における子育て支援の状況

ニーズ調査から育児休業の取得状況をみると、父親は「取得した（取得中である）」が2.8%にとどまり、「取得していない」が89.0%と非常に高く、母親は「取得した（取得中である）」が39.4%となっています。職場復帰後の短時間勤務制度の利用については、父親で利用した人は5.1%、母親も50.4%にとどまっています。

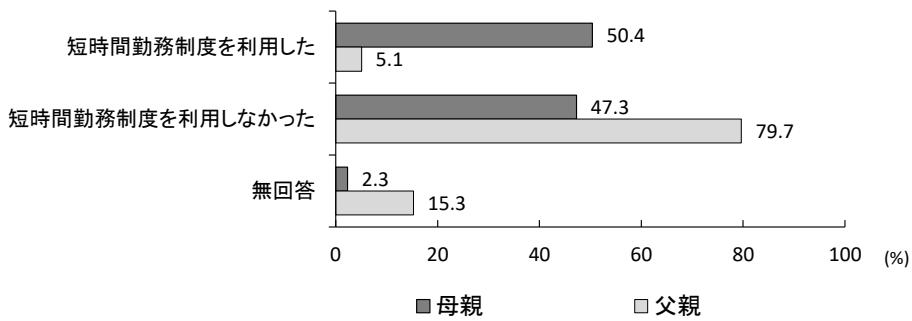
仕事と子育ての両立を支援していくために必要なこととして、「配偶者の協力」に次いで「職場の同僚・上司の理解や配慮」が高くなっています。

■育児休業の状況



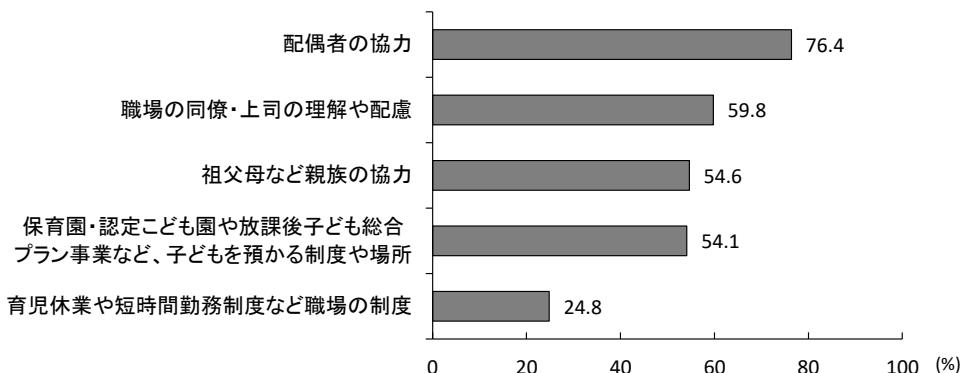
出典：H30 ニーズ調査（就学前児童の保護者）

■短時間勤務制度の利用状況



出典：H30 ニーズ調査（就学前児童の保護者）

■仕事と子育ての両立において特に必要なこと【上位5項目】



出典：H30 ニーズ調査（就学前児童の保護者）

4 第一期長野市子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 全体の評価

- 子育てが「とても楽しい」と回答した割合は、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに、策定時に比べて増加しています。また、子育てが「まあ楽しい」と回答した割合は、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに減少しており、子育てを「とても」楽しいと感じている保護者の割合が増加しています。
- 子育てに負担を「とても感じている」と回答した割合は、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに策定時に比べて減少しています。また、「ある程度感じている」と回答した割合も、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに減少し、子育てに負担を感じている人の割合は減少しています。一方で、「どちらともいえない」と回答した割合が増加しています。
- 合計特殊出生率は、平成25年（策定時）の1.50から、平成29年（直近）は1.56に増加しました。

※子育てが楽しいと感じる保護者の割合（指標1）及び子育てに「非常に不安や負担」を感じる保護者の割合（指標2）については、子育て世帯の保護者を対象としたアンケート調査の回答から策定時の値と現状値（直近値）を把握し、比較を行いました。

策定時・・・平成24年度に実施した、ながの子ども未来プラン中間評価のためのアンケート調査
直近値・・・平成30年度に実施した、長野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（第二期計画策定に係るニーズ調査）

【アンケート調査の概要】

ながの子ども未来プラン中間評価のためのアンケート調査（H24実施）

調査対象	就学前児童及び小学生の保護者 2,500人（各1,250人）
回収数・率	1,097通 43.9%

長野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（第二期計画策定に係るニーズ調査）（H30実施）

調査対象	就学前児童の保護者 4,000人
	小学校1～3年生の保護者 2,000人
回収数・率	就学前児童の保護者 2,276通 56.9%
	小学校1～3年生の保護者 1,226通 61.4%（未送達2通あり）

共通事項

抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	返信用封筒を同封した質問票郵送によるアンケート調査方式

(2) 成果指標の達成状況

【指標1 子育てが楽しいと感じる保護者の割合】

指標である「とても楽しい」と「まあ楽しい」の回答を合計した割合は、就学前児童の保護者の直近値は90.1%で策定時に比べて3.7ポイント減少、小学生児童の保護者の直近値は85.9%で策定時に比べて5.1ポイント減少しています。

内訳を見ると、「とても楽しい」と回答した割合が、就学前児童の保護者で28.2%から39.3%に11.1ポイント増加、小学生児童の保護者で26.9%から32.1%に5.2ポイント増加し、「まあ楽しい」と回答した割合が、就学前児童の保護者で14.8ポイント、小学生児童の保護者で10.3ポイント減少しています。「どちらとも言えない」と回答した割合がそれぞれで増加しています。

対象	策定時の値 (平成24年度)	直近値 (平成30年度)	目標値 (令和元年度)	達成状況
就学前児童の保護者	93.8%	90.1%	94.0%以上	未達成
小学生児童の保護者	91.0%	85.9%	91.0%以上	未達成

※小数点以下第2位で四捨五入

【指標2 子育てに「非常に不安や負担」を感じる保護者の割合】

子育てに負担を「とても感じている」と回答した割合は、就学前児童の保護者では9.3%から5.1%に4.2ポイント減少、小学生児童の保護者では11.0%から5.1%に5.9ポイント減少しています。

また、「ある程度感じている」と回答した割合も、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者それぞれで減少しています。

一方で、「どちらともいえない」と回答した割合がそれぞれで10%前後増加しています。

対象	策定時の値 (平成24年度)	直近値 (平成30年度)	目標値 (令和元年度)	達成状況
就学前児童の保護者	9.3%	5.1%	8.0%以下	達成
小学生児童の保護者	11.0%	5.1%	9.0%以下	達成

※小数点以下第2位で四捨五入

【指標3 合計特殊出生率】

平成25年の1.50から平成26年に1.55に増加し、3年間同数で推移していましたが、平成29年（直近）は1.56に増加しました。国の1.43を上回り、県と同率になっていますが、人口維持に必要な2.07は下回っている状況です。

策定時の値 (平成25年)	直近値 (平成29年)	目標値 (令和元年)	達成状況
1.50	1.56	1.54以上	達成

(3) 個別事業の指標の達成状況

122 指標のうち、72 指標 (59. 0%) が 75. 0% 以上の達成率で目標値を達成又はほぼ達成しています。また、28 指標 (23. 0%) で基準値を上回って目標値に近づいており、これら 100 指標 (82. 0%) で目標に向けて進捗が見られました。一方で、基準値と同じ指標数が 3、基準値から低下している指標数が 19 あります。

進捗が見られなかった事業については、課題等に対し具体的な対応を図りながら今後も引き続き取組を進めるとともに、第二期計画においては現在の状況やニーズに合わせて必要に応じて事業内容を見直し、成果を的確に把握できる指標の設定を検討します。

基本目標	指標数	判定基準			
		目標値を達成 又はほぼ達成 している	目標値に近づ いている	基準値と 同じ	基準値から 低下
① 幼児期の教育・保育の充実	15	10 (66. 7%)	3 (20. 0%)	0 (0%)	2 (13. 3%)
② 子育て支援の充実	46	29 (63. 0%)	10 (21. 7%)	1 (2. 2%)	6 (13. 0%)
③ 専門的な支援の充実	61	33 (54. 1%)	15 (24. 6%)	2 (3. 3%)	11 (18. 0%)
計画全体	122	72 (59. 0%)	28 (23. 0%)	3 (2. 5%)	19 (15. 6%)

[進捗が見られなかった主な事業の課題]

事業名	課題
ファミリー・サポート・センター	平成27年度から開始した病児・病後児の預かりサービスの活動実績が少ないため、他自治体の状況等について調査・研究を行い、効果的な利用促進を図る必要があります。
児童育成地域組織に対する活動支援	児童育成地域組織に参加する保護者等の減少や組織役員のなり手不足など、組織の継続が難しくなっています。
発達相談・すくすく広場・あそびの教室	フォロー教室運営スタッフの確保が困難になっています。
障害児通所支援	障害児の福祉サービスを必要とする対象児が年々、増加傾向にあり、ニーズがあっても現在の事業所だけでは不足しており、事業所としても受け入れにくくても場所やスタッフの確保ができない状況にあります。 障害の重度化・重複化もあり、事業所等のサービス提供側であっても障害の特性に応じた対応ができない場合があります。

5 長野市の子ども・子育て支援にかかる課題

各種制度の動向や本市の子ども・子育て環境の状況、第一期計画の進捗状況等を踏まえ、今後の本市の子ども・子育て支援にかかる課題を整理すると、以下のとおりです。

(1) 母親の就労意欲と保育ニーズの高まりへの対応

国は、女性活躍社会の実現を推進し、また、子育て安心プラン、新・放課後子ども総合プラン等において、結婚・出産後も安心して働き続けることができる環境の整備を進めています。

本市でも女性の労働率が高まり、いわゆるM字カーブが解消されてきています。また、ニーズ調査の結果では、フルタイムで働く母親の割合が増加しており、保育ニーズや安全・安心な放課後の居場所の確保へのニーズは今後も拡大することが予想されます。

一方、長時間労働の問題等を背景に、働き方を見直す動きが広がっています。仕事と子育ての両立を促進するための制度は整備が進んでいますが、積極的に活用されていない状況もうかがえます。また、ニーズ調査では、仕事と子育ての両立において特に必要なこととして、配偶者の協力が最も高くなっています。



- 保育ニーズの把握に努めつつ、計画的な教育・保育の提供体制を整備するとともに、質の高い教育・保育を確保・向上していくために、特に保育士の確保を図る必要があります。
- 仕事と子育ての両立を支援するために、各種制度の整備促進と併せ、職場の子育て家庭に対する理解・協力や働き方の見直し等を促進し、男性も積極的に子育てに関わることができる就労環境づくりが必要です。

(2) すべての子どもの健やかな育ちを支える体制の強化

子どもの将来が生まれ育った家庭環境に左右されることのないよう、子どもの貧困対策が進められています。また、一人ひとりの障害特性に応じた「合理的配慮」の提供が求められています。さらに、児童虐待が深刻化する中、児童相談所の体制強化や親による体罰の禁止が定められました。

本市では、市政の最上位計画である「第五次長野市総合計画」において、子ども・子育て支援関連施策として、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援、子どもの成長を育む環境の充実、社会的援助を必要とする家庭等の自立支援を掲げています。

ニーズ調査の結果をみると、子育ての悩みや不安として、経済的負担に加え、子どもの発達・成長、子どもとの関わりについて悩んだり不安に感じたりしている保護者が多い状

況がうかがえます。

第一期計画の進捗状況では、専門的支援の充実において進捗が見られなかった事業が多く、専門的人材の確保が課題となっています。



○すべての子どもの健やかな成長を支えていくために、専門的人材の育成・確保を図りつつ、多職種が連携し、困りごとや課題等を抱える家庭や子どもを包括的に支えていく体制のさらなる強化を図っていく必要があります。

○子育てをする保護者の悩みや不安を早期に把握し、必要に応じて専門的な支援につなげていくために、様々な機会を通じて状況把握に努めるとともに、地域全体で児童虐待、障害等に対する理解を深めていく必要があります。

(3) 結婚や子育てに希望を持ち、叶えることができる社会づくり

全国的に少子化が進む背景として、未婚化・晩婚化が挙げられています。本市においても男女ともに多くの年代で未婚率が上昇しています。また、本市の合計特殊出生率は全国平均より高く、この10年間で上昇傾向がみられるものの、人口置換水準(2.07)や県民希望出生率(1.84)には届いていない状況です。

ニーズ調査の結果をみると、前回調査の結果と比べて、子育てを「とても楽しい」とする保護者の割合が増加し、「まあ楽しい」とする人が減少しています。また、子育てに負担を感じている保護者の割合が減少していますが、「どちらともいえない」とした保護者の割合が増加している状況です。



○若者が結婚や妊娠・出産、子育てについてポジティブにとらえることができ、その実現に向けた支援の充実を図っていく必要があります。

○子育て中の保護者が、子どもの成長に喜びを感じ、子育てを楽しいと思えるような環境づくりを推進していく必要があります。

(4) 子どもの育ちと子育て家庭を地域全体で支え合う体制づくり

核家族化の進行や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化などを背景に、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。また、少子化により兄弟姉妹の数が減ったり、地域の中に子どもがいる世帯数が減ったりし、子ども同士や子育て家庭同士の交流や関わりが減少してきています。

ニーズ調査の結果をみると、前回調査と比べて、日常的に祖父母などの親族に子どもを見てもらえる保護者が減少しています。また、子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいない家庭は増加しています。

国は、地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現を目指しています。

令和元年10月に発生した台風第19号により、多くの子どもや保護者が被災し、仮設住宅など新しい環境への対応や今後の生活に不安を感じています。



- 地域の多様な主体が子どもの健やかな成長を支え、子育て家庭を支援するための取組を推進していくために、子育て支援活動の活性化に向けた取組に力を入れていく必要があります。
- 地域全体が子育てに対する理解を深め、また、子育て家庭が社会的に孤立することのないよう、様々な世代や子育て家庭同士の交流機会や居場所づくりを推進していく必要があります。
- 災害からの復旧・復興に向け、被災した子どもたちや保護者の心のケアなど、継続的に支援をしていくことが必要です。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができ、未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指します。

すべての子育てが喜びとなり

すべての子どもが健やかに成長するために

キャッチフレーズ

～わくわく子育て すぐすく子ども～

2 計画推進のための基本的な視点

国・県の動向や長野市が目指す子ども・子育て支援の方向性を踏まえ、計画推進のための基本的な視点を以下のとおりとします。

① 子どもの最善の利益が実現される社会を目指す

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とします。

② 全ての子どもの健やかな育ちを支援する

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、一人一人の子どもが安心できる環境の中で健やかに育つことができるよう支援を行います。

③ 連続性を踏まえた発達を支援する

乳幼児期から思春期にかけて、周囲の環境と関わり合う中で生活に必要な能力、態度等を獲得していく発達過程を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整えます。

④ 親としての成長を支援する

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行います。

⑤ 社会全体で子どもの育ち及び子育てを支え合う

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことを目指します。

3 成果指標

子育てが喜びとなっている状況について、「親が子育てに不安や負担を抱えながらも、子どもの健やかな成長を願いつつ、家族や親せきをはじめ、周囲の人たちの支えや理解・協力を得ながら、楽しく子育てをしている状況」とし、また、親が過度に不安や負担を感じている状態は、子どもの健やかな成長や子どもを産み育てることへの希望にも影響すると考え、本計画の成果を評価するための成果指標を以下のとおり設定します。

指標1 子育てが「楽しい」と感じる保護者の割合

対象	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
就学前児童の保護者	90.1%	91.0%以上
小学生児童の保護者	85.9%	86.0%以上

指標2 子育てに「とても不安や負担」を感じる保護者の割合

対象	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
就学前児童の保護者	5.1%	5.0%以下
小学生児童の保護者	5.1%	5.0%以下

指標3 合計特殊出生率

現状値 (平成29年)	目標値 (令和4年)
1.56	1.65以上

※目標値の年度・年について

指標1・2

本計画の最終年度である令和6年度の1年前に実施する予定のニーズ調査において把握し、評価を行うため、令和5年度としています。

指標3

本計画の評価を行う計画最終年の令和6年時点では2年前の数値が直近値となるため、令和4年の値を目標値とします。

※成果指標の目標値設定の考え方は、第4部資料編 1指標・目標値一覧（P116）に掲載しています。

4 施策体系

基本理念	基本的な視点	基本目標
<p>すべての子育てが喜びとなり すべての子どもが健やかに成長するために くわくわく子育て すくすく子ども</p>	<p>子どもの最善の利益が実現される社会を目指す</p>	I 結婚の良さや子育ての楽しさを実感できる支援をする
	<p>全ての子どもの健やかな育ちを支援する</p>	II 子どもが健やかに育つよう子育ち・子育てを支援する
	<p>連続性を踏まえた発達を支援する</p>	
	<p>親としての成長を支援する</p>	III 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する
	<p>社会全体で子どもの育ち及び子育てを支え合う</p>	IV 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する

基本施策	個別施策
① 結婚の支援	1 結婚・子育てを含む若者のライフデザインの形成支援
② 妊娠・出産期の支援	2 妊娠・出産期の支援と相談体制の充実
③ 幼児期の教育・保育環境の整備	3 幼児期の教育・保育環境の整備 4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保 5 認定こども園の整備促進
④ 幼児期の教育・保育の質の確保と向上	6 発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進 7 職員配置の充実 8 職員の職務能力向上に向けた取組の推進 9 外国につながる幼児への支援 10 幼児教育アドバイザーの育成・配置
⑤ 障害児支援の充実	11 障害等の早期発見と相談支援・療育体制の充実 12 教育・保育・障害福祉施設等での受入体制の強化 13 特別支援教育の充実 14 障害等に対する理解促進
⑥ 乳幼児期から思春期までの子育て支援の充実	15 乳幼児期の母子保健と相談体制の充実 16 地域子ども・子育て支援事業の充実 17 経済的支援の充実
⑦ 社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援の充実	18 ひとり親家庭の自立支援の推進 19 子どもの貧困対策の推進
⑧ 児童虐待防止対策の充実	20 関係機関との連携及び相談体制の強化 21 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応 22 地域や社会的養護施策との連携
⑨ 地域における子育て支援の推進	23 子育て支援ネットワークづくり 24 地域における子ども・子育て支援活動の活性化 25 被災した子どもや保護者への支援
⑩ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進	26 仕事と子育ての両立のための基盤整備 27 働き方の見直しの促進

第2部

施策の展開

※事業名に【新規】がついている事業は、第一期計画に掲載がなく、第二期計画に新たに掲載している事業を示しています。

※指標の目標値設定の考え方は、第4部資料編 1指標・目標値一覧（P116～123）に掲載しています。

第1章 基本目標Ⅰ 結婚の良さや子育ての楽しさを実感できる支援をする

基本施策① 結婚の支援

■施策推進の背景と課題

- 価値観やライフスタイルの多様化等を背景に未婚化・晩婚化が進行し、50歳時未婚率が上昇しています。
- 結婚は個人の意思によるものですが、希望する結婚の実現が難しい社会であるとの意見もある中で、少子化対策として結婚支援に取り組む自治体が増えてきています。
- 本市においても、若者の結婚を支援するための課を設置し、結婚や子育てについて考える機会の提供、出会いの場づくり及び独身者の自分磨きなどの各種講座の開催等を通して結婚支援を行っています。
- 今後も若者の結婚に対する意識や課題等を把握しながら、結婚の良さや子育ての楽しさを感じることができる取組の充実を図っていく必要があります。

■施策の展開

個別施策1 結婚・子育てを含む若者のライフデザインの形成支援

若者を対象に、セミナーやワークショップ等の開催を通して、家庭を築くために必要なことや妊娠・出産に関する知識など、人生設計の参考になる情報を伝えることで将来を考える機会を提供します。

<主な事業>

0101 ライフデザイン講座等の開催【新規】

マリッジサポート課

【事業概要】

- ・市内の学生等を対象に、結婚・子育てを含む将来のライフデザインについての講座を開催します。
- ・市内学生による結婚・子育てを含む将来のライフデザインについてのワークショップ等を実施し、冊子を作成するとともに、同年代の若者に配布することでライフデザインを描くことの重要性を啓発します。

【指標・目標値（0101・0102共通）】

指 標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
「ライフデザインを考えるきっかけになった」人の割合（講座等の参加者に対するアンケートによる）	80%	90%

【事業概要】

- ・若手社会人を対象に、結婚・子育てを含む将来のライフデザインについてのセミナーを開催します。
- ・仕事帰りに参加できるなど、業種の異なる若手社会人同士の気軽な情報交換の機会を提供します。

基本施策② 妊娠・出産期の支援

■施策推進の背景と課題

○未婚化・晩婚化等に伴い出生数の減少とともに、出産年齢は上昇傾向にあり、不妊に悩む人もいます。また、核家族化が進む中、身近に支援者がいない家庭もみられることから、不安や悩みを抱える妊娠婦や家族に対して、安心して妊娠・出産・子育てできるための支援が必要です。

○国では、妊娠婦及び乳幼児に対し、妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援の体制を構築するため、市区町村に令和2年度末までに「子育て世代包括支援センター」を設置するよう求めています。

■施策の展開

個別施策2 妊娠・出産期の支援と相談体制の充実

妊娠・出産・乳幼児の子育てを包括的に支援できるよう、市役所本庁及び保健センターに母子保健コーディネーター（専任保健師）を配置し、妊娠期から子育て期にかかる悩みや不安等に対する総合的相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」（ながの版ネウボラ）を推進するとともに、妊娠健康診査・産婦健康診査やマタニティセミナーなどの母子保健事業を通じて、妊娠・出産の健康管理、乳幼児の健全な発育や発達を支援します。

また、支援が必要な家庭等を早期に把握し、継続した相談支援を行うとともに、適切に関係機関や各種制度等へつなぐよう努めます。

さらに、妊娠を望む夫婦に対して、特定不妊治療にかかる経済的負担の軽減のため公費負担を実施します。

<主な事業>

0201 妊娠・出産包括支援事業（ながの版ネウボラ）【新規】

健康課

【事業概要】

- 「子育て世代包括支援センター」として、妊娠婦及び乳幼児の母子保健に係わる実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を推進します。

※個別施策15に関連事業として掲載（P55）

【事業概要】

- すべての妊婦が安心して安全に出産できるように、妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状態等を定期的に確認するため、妊娠中に受診する妊婦健康診査にかかる費用を公費負担します。

※個別施策 16 に関する事業として掲載（P58）

【事業概要】

- 出産後間もない産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況や精神状態の把握等）を行い、母体の健康や産後うつ予防、新生児への虐待予防等を図るために受診する産婦健康診査費用の一部を公費で助成します。

※個別施策 21 に関する事業として掲載（P69）

【事業概要】

- 生後3か月までの乳児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、産後うつ病のリスク度判断に役立つEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）等を活用し、虐待防止の観点から親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言します。

【指標・目標値】

指 標	基 準 値 (平成 30 年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
訪問率	94.2%	100%

※個別施策 15・16・21 に関する事業として掲載（P55・58・69）

第2章 基本目標Ⅱ 子どもが健やかに育つよう子育ち・子育てを支援する

基本施策③ 幼児期の教育・保育環境の整備

■施策推進の背景と課題

- 母親の就労意向の高まり等に伴い、保育ニーズが拡大しています。特に3歳未満児の利用者が増加しているほか、認定こども園や幼稚園の預かり保育の利用率が高まっており、ニーズに応じた教育・保育施設等の整備が求められています。
- 国は「子育て安心プラン」により、女性の就業率が80%に高まった場合でも対応できる受け皿の整備を進めています。また、企業主導型保育事業を創設し、多様な保育ニーズへの対応を図っています。
- ニーズ調査の結果をみると、育児休業を取得した母親のうち、4割弱が年度初めの入園に合わせたタイミングで職場に復帰したいと回答しています。年度途中からの入園希望に対応できるよう、保育士の確保に努めながら、適正な利用定員を確保していく必要があります。

■施策の展開

個別施策3 幼児期の教育・保育環境の整備

安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズの適切な把握に努め、関係機関等と連携し保育人材を確保するとともに、幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な利用定員の確保を図ります。

各年度における長野市全域及び各教育・保育提供区域について、地域のニーズに応じた認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定めるとともに、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

また、満3歳未満の子どもにおける保育需要の高まりを受けて、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえた各年度における量の見込みを設定することにより、適正な提供体制の確保を図ります。

※第3部に量の見込みと確保方策を記載

参考 子ども・子育て支援新制度における支給認定区分

認定区分	子どもの年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		あり	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳		保育所、認定こども園、地域型保育

<主な事業>

0301 1号認定・2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 施設型給付制度へ移行を希望する法人に対して、必要な助言等を行います。
- 幼稚園の預かり保育への財政的な支援を継続します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
提供体制充足区域数	2 区域	2 区域 (全区域)

0302 2号認定（保育利用）

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 利用定員の弾力運用により受入れを実施している保育所等について、量の見込みを踏まえ、適正な利用定員の設定を促します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
提供体制充足区域数	11 区域	12 区域 (全区域)

0303 3号認定（0歳）

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 当面の間、保育ニーズの上昇が見込まれるため、既存園の利用定員の再配置等を行い、提供体制の確保を図ります。
- 慢性化する保育士不足に対応するため、保育士確保に向けた取組を更に推進とともに、私立保育所等の協力を得ながら保育スペースの確保を図ります。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
提供体制充足区域数	12 区域	12 区域 (全区域)

【事業概要】

- 当面の間、保育ニーズの上昇が見込まれるため、既存園の利用定員の再配置等を行い、提供体制の確保を図ります。
- 慢性化する保育士不足に対応するため、保育士確保に向けた取組を更に推進するとともに、私立保育所等の協力を得ながら保育スペースの確保を図ります。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
提供体制充足区域数	9 区域	12 区域 (全区域)

【事業概要】

- 令和元年 10 月から始まった「教育・保育の無償化」に伴う「子育てのための施設等利用給付」の実施については、保護者の経済的負担の軽減や利便性に配慮し、過誤請求・支払いの防止に努め、公平かつ適正に行います。なお、法定代理受領については、施設等運営事業者と連携し、施設等運営事業者の経営・運営に配慮しながら行います。
- 特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、確実・適正に行います。また、長野県と連携を図り、必要に応じて施設・運営者等の情報を共有し、適切な対応を行います。

個別施策4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供及び相談支援を行うとともに、産休・育休明け入所予約により安心して育児休業を取得できるようにし、職場復帰への不安を解消します。

<主な事業>**【事業概要】**

- 産休明け、育児休業終了後の職場復帰が決まっている場合、保育所の入所申込みについて予約制度を取り入れることにより、スムーズな職場復帰の支援をします。

【事業概要】

- ・保育サービスのガイド役として保護者の希望や家庭状況を聞き取り、適切な相談対応を行うなど、利用に向けて必要な支援を行います。

〔関連事業〕**【事業概要】**

- ・ハローワーク及び保育士等養成校との連携の強化と、保育士資格を持つ潜在的な人材への働きかけや県内外養成校の地元出身の学生を対象とした市内保育所への就職要請等の取組を推進するとともに、就労条件等の処遇改善を図ります。
- ・保育現場就労に向けた研修や職場体験（実習）の機会を設けます。

※個別施策7に主な事業として掲載（P43）

個別施策5 認定こども園の整備促進

多様化する教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、市内の幼稚園及び保育所を運営する事業者に対し、認定こども園への移行に関する各種制度等の情報提供を行うとともに、移行に伴い必要となる施設整備の財政的支援を行います。

なお、幼保連携型認定こども園については、教育・保育提供区域における量の見込みを踏まえ、条例に定める基準に適合する施設について認可を行います。

<主な事業>**【事業概要】**

- ・市内の幼稚園及び保育所を運営する事業者に対し、認定こども園への移行に関する各種制度等の情報提供を行うとともに、移行に伴い必要となる施設整備の財政的支援を行います。

基本施策④ 幼児期の教育・保育の質の確保と向上

■施策推進の背景と課題

- 幼児期の教育の重要性を鑑み、幼稚園教育要領と保育所保育指針と幼保連携型認定こども園教育・保育要領の整合性が図られています。
- 本市では平成29年4月に「乳幼児期の教育・保育の指針」を策定し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、家庭、地域社会、教育・保育施設及び市の共通認識・共通目標のもと、連携した施策推進に取り組んでいます。
- 小学校と近隣の幼稚園、保育所及び認定こども園の間で、目指す子ども像を共有しながら「接続期カリキュラム」を作成し、子どもの育ちをつなげるための円滑な接続に取り組んでいます。
- 全国各地での保育所等における事故等を受け、教育・保育施設における安全・安心の確保が求められています。一方で、全国的な保育士不足の中、手厚い保育士配置を推進していくためにも、保育士確保に向けた取組に力を入れていく必要があります。
- 第二期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる基本指針では、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保や、海外から帰国した幼児や外国人幼児など外国につながる幼児への支援・配慮が盛り込まれており、本市においても専門性の高いきめ細かな支援体制の充実を図っていく必要があります。

■施策の展開

個別施策6 発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進

幼稚園、保育所及び認定こども園並びに長野市立小学校の連携体制を維持しつつ、幼児期の保育と教育及び小学校教育の接続の在り方を明確にし、共通した考え方に基づいた実践活動を行います。

また、教育・保育施設又は地域型保育事業を利用しない家庭も含めたすべての子どもと保護者に対し、関係機関と幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等と連携した支援を図ります。

<主な事業>

0601 幼保小連携会議

保育・幼稚園課、学校教育課

【事業概要】

- 幼稚園、保育所及び認定こども園並びに長野市立小学校での接続期カリキュラムに基づく実践を通して、より円滑な接続について研究を進めると共に、接続期カリキュラムの改善を図ります。

【指標・目標値】

指 標		基 準 値 (平成 30 年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
接続期カリキュラム	小学校	54 校（全校）	54 校（全校）
実施小学校、幼稚園・保育所数	幼稚園・保育所	106 園（全園）	106 園（全園）

0602 こども広場運営

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ・気軽に親子の交流や子育て相談ができるこども広場において、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言など寄り添い型の子育て支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

【指標・目標値】

指 標		基 準 値 (平成 30 年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
こども広場の数		2 施設	2 施設

0603 地域子育て支援センター運営

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ・複数の保育所等に併設されている地域子育て支援センターにおいて、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連携調整等を行います。
- ・支援センターに勤務する子育て支援員の研修の充実を図ります。

【指標・目標値】

指 標		基 準 値 (平成 30 年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
地域子育て支援センター実施箇所数		16 箇所	18 箇所

0604 おひさま広場運営

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ・未就園児と保護者を対象とした園開放を行い、在園児と交流することに加え、講演会・講習会・父と子のふれあい事業を通し、子育ての情報提供を行います。

【指標・目標値】

指 標	基 準 値 (平成 30 年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
おひさま広場実施園数	91 園	92 園（全園）

個別施策 7 職員配置の充実

子どもの年齢に応じたきめ細かな教育・保育と子どもの安全・安心の確保が可能な職員配置の改善に努めるとともに、職員の資質及び専門性を高めるための取組を推進します。

また、一度職場を離れた有資格者の活用等を促進するとともに、育児経験豊かな主婦等を主な対象とした子育て支援員等の養成を支援します。

<主な事業>**0701 教育・保育施設等の職員配置の充実**

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ・基準条例により、保育所等の運営基準の遵守を推進するとともに、基準以上の配置を実施した保育所等に対して必要な支援を行います。

0702 子育て支援員の育成・確保

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ・子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方を対象に長野県が実施する「子育て支援員研修」について、市民へ周知し、受講者を増やすよう努めます。
- ・認定者に対する現任・フォローアップ研修の充実により、子育て支援員の資質向上を図ります。

【指標・目標値】

指 標	基 準 値 (平成 30 年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
子育て支援員現任・フォローアップ研修開催回数	年 2 回	年 2 回

【事業概要】

- ・ハローワーク及び保育士等養成校との連携の強化と、保育士資格を持つ潜在的な人材への働きかけや県内外養成校の地元出身の学生を対象とした市内保育所への就職要請等の取組を推進するとともに、就労条件等の処遇改善を図ります。
- ・保育現場就労に向けた研修や職場体験（実習）の機会を設けます。

※個別施策4に関連事業として掲載（P39）

個別施策8 職員の職務能力向上に向けた取組の推進

各施設における職員研修の実施や関係機関、団体等が実施する外部研修への積極的な参加を促進するとともに、教育・保育施設等職員の合同研修の実施などを行い、専門性の向上に向けた取組を促進します。

また、職員の定着・確保を図るため、職員の処遇改善に向けた取組を推進します。

<主な事業>

【事業概要】

- ・長野市保育士研修計画に基づき、「専門的な知識・技術」を習得するための研修に取り組みます。
- ・幼稚園・公私立保育所職員合同研修を企画立案するとともに、未満児・障害児研修等職場外研修を開催します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
職員研修会開催回数	64回	64回

【事業概要】

- ・長野県福祉サービス第三者評価基準をもとに、公立保育所運営の自己評価と、外部機関による第三者評価を計画的に実施します。
- ・私立保育所については、質の向上に取り組む一環として、第三者評価の受審等の働きかけを行います。

【指標・目標値】

指 標	基 準 値 (平成 30 年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
教育・保育施設の自己評価実施園数	公立 29 園（全園） 私立園 8 園	公立 29 園（全園） 私立園 20 園

0803 職員の処遇改善

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ・公定価格に基づく職員処遇改善を図るとともに、公立保育所嘱託保育士等の賃金を含めた処遇改善に取り組みます。
- ・民間保育士等の処遇改善については、国制度の公定価格の上乗せであるため、今後も国の方針に基づき実施します。

個別施策9 外国につながる幼児への支援

国際化の進展に伴い、教育・保育施設においても外国につながる子どもが増加しています。そのような子どもや保護者が安心して通園、子育てができるように、教育・保育施設の利用、入園・入学手続きや子育て相談等の多言語による情報提供や支援体制の整備を進めるほか、国籍や性別等にかかわりなく、お互いの多様性を認め合う環境づくりを進めます。

<主な事業>**0901 外国語対応支援【新規】**

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ・日本語に不慣れな外国籍の保護者を対象に教育・保育施設利用において困っていることや分からぬこと、入園・入学時や子育て情報等について通訳員等による個別相談を実施します。

0902 多文化共生に関する職員研修の促進【新規】

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ・外国の文化、習慣、教育・保育を進める上での配慮等に関する研修に取り組み、外国籍の保護者理解や多文化共生に努めます。

個別施策 10 幼児教育アドバイザーの育成・配置

教育・保育施設等における幼児教育体制の充実を図り、専門性の高いきめ細かな支援ができるよう、教育・保育施設等を巡回して助言を行う「幼児教育アドバイザー（保育指導員）」の育成・配置を行います。

<主な事業>

1001 幼児教育アドバイザーの育成【新規】

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 信州幼児教育支援センターと連携し、指導資料、好事例、研究成果等の共有を図り、教育支援センターの助言・指導を受けながら幼児教育アドバイザー（保育指導員）の育成及び資質向上に努めます。

1002 幼児教育アドバイザーによる巡回指導【新規】

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 教育・保育施設を巡回して、教育内容や指導方法、指導環境の改善について助言を行います。また、指導資料や好事例、研究成果等を共有し、幼児教育の充実を図ります。

基本施策⑤ 障害児支援の充実

■施策推進の背景と課題

- 障害等により特別な支援が必要な子どもの育ちのためには、一人ひとりの発達状況や障害特性等に応じた専門的かつ総合的な支援が必要です。そのためには、身近な地域での医療・療育の提供や保健、福祉及び教育分野の円滑な連携による成長・発達に応じた一貫した支援が求められます。
- 本市では、子どもに関わる各分野の関係者や関係機関が連携し、総合的な発達支援の推進に取り組んでいます。医療的ケアの必要な子どもを受け入れるため、公立保育所への看護師の加配配置や市立小・中学校への看護師資格を持つ特別支援教育支援員の配置をしており、安定した看護師の人材確保を図っていく必要があります。
- また、幼稚園、保育所、認定こども園や関係機関と小学校の連携及び特別支援教育の充実を図り、一人ひとりの能力と個性を伸ばしていく必要があります。
- 障害の有無に問らず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現するため、障害者権利条約の理念を踏まえ、また、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供が求められています。

■施策の展開

個別施策 11 障害等の早期発見と相談支援・療育体制の充実

乳幼児期からの一貫した切れ目のない支援が受けられるよう、保健、福祉、医療、教育分野における関係機関及び専門職員による連携強化と情報共有を図ります。

また、障害の疑いや心身の発達に不安のある乳幼児については、乳幼児健康診査や健康教室において把握に努めるとともに、年齢や障害の状況にあたったきめ細かな相談指導や専門的な医療・療育の提供が行える体制の充実を図ります。

<主な事業>

1101 発達支援あんしんネットワーク事業

子育て支援課

【事業概要】

- 発達に支援が必要な子どもや保護者について、情報を共有するとともに総合的な支援方法の事例検討などを行うため、関係機関の関係者が連携する「地域発達支援会議」を開催します。
- 発達相談員、保健師、作業療法士等の専門職による支援専門チームが保育所等を巡回訪問し、園や家庭での対応方法について相談支援や助言を行います。

【指標・目標値】

指 標	基 準 値 (平成 30 年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
事例検討数	442 件	465 件
発達が気になる子への園訪問による相談延べ人数	1,003 人	1,150 人

1102 障害者相談支援センター

障害福祉課

【事業概要】

- ・障害者相談支援センターの相談員が、障害児やその家族からの相談を受け、有効な支援が受けられるよう関係機関との連携を図ります。
- ・さまざまな相談に対応し、保健・医療・福祉・雇用・教育生活環境など、障害のある人の生活全般にわたる相談体制の一層の強化・充実を推進します。

【指標・目標値】

指 標	基 準 値 (平成 30 年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
相談者数（児童分）	3,162 人	3,200 人

1103 障害児相談支援・計画相談支援

障害福祉課

【事業概要】

- ・指定障害児相談支援事業所等の相談支援専門員が、障害福祉サービス利用の具体的な計画を作成し、地域での生活を支援するとともに、利用計画の質の向上を図ります。

【指標・目標値】

指 標	基 準 値 (平成 30 年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
サービス等利用計画の作成率	100%	100%

1104 長野市障害ふくしネットこども部会

障害福祉課

【事業概要】

- ・保健、福祉、教育に携わる関係者のこども部会への参加による障害への理解や、福祉分野との連携の必要性に対する理解促進を図ります。
- ・障害のあるこどもの支援ガイド「情報ツワー」発行し、活用を図ります。

〔関連事業〕

1504 乳幼児健康診査

健康課

【事業概要】

- ・子どもの発育や発達を節目の年齢で確認し、発育状況の確認、疾病・障害等の早期発見、保護者の育児不安等を軽減するため、乳幼児期に総合的な健診を実施します。
- ・未受診者への周知、勧奨をより効果的に行い、受診率の向上を図ります。

※個別施策 15 に主な事業として掲載（P54）

個別施策 12 教育・保育・障害福祉施設等での受入体制の強化

幼稚園・保育所・認定こども園において、障害児等特別な支援が必要な子どもの受入を拡充できる体制の強化を図り、集団生活の中で健やかな成長が育まれる環境づくりに努めます。

幼稚園・保育所・認定こども園の職員の障害に対する正しい知識の習得や理解促進を図り、専門的な対応や適切な教育的支援が可能な体制の強化を図ります。

障害児が利用する通所支援事業所の確保とスタッフの正しい知識の習得に努め、提供サービスの資質向上を図ります。

<主な事業>

1201 障害児保育事業

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ・特別支援に関わる研修等を通じて、障害に対する理解を深め、教育・保育施設職員の職務能力向上を図ります。
- ・安定した看護職の確保や加配など、医療ケアの必要な子どもの公立保育所の受入体制の整備を図ります。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
障害児保育に関する研修受講園数	63 園	106 園（全園）

【事業概要】

- ・発達相談員、保健師、作業療法士等の専門職による支援チームが、教育・保育施設を巡回訪問し、発達について専門的な支援が必要な子どもや、発達障害の子どもに応じた対応方法について助言を行うことで、園における支援体制を整えます。
- ・台風第19号により被災した子どもや保護者に対して、庁内関係部局等と連携しながら、心のケアをサポートします。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
発達が気になる子への園訪問による相談延べ人数	1,003人	1,150人

※個別施策25にも主な事業として掲載(P77)

【事業概要】

- ・障害児に対し、児童発達支援（未就学児童）、医療型児童発達支援（医学的管理下での支援が必要な児童等）、放課後等デイサービス（就学児童）、保育所等訪問支援を提供します。
- ・本人や家族の相談支援を行い、サービス等利用計画に基づき、利用者の目的にあったサービスを提供するとともに、定期的にモニタリングを行い、提供しているサービス内容を検証します。
- ・障害別の講演会等を開催し、スタッフが障害に対する正しい理解と支援を学習する機会を設け、提供サービスの資質向上を図ります。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
児童発達支援利用者数（月平均）	165人	259人
医療型児童発達支援利用者数（月平均）	13人	13人
放課後等デイサービス利用者数（月平均）	570人	806人
保育所等訪問支援利用者数（月平均）	37人	52人

【事業概要】

- ・障害児が自主性、社会性、創造性などを身につけることを支援し、保護者の家庭での

介護負担を軽減します。

- ・「放課後休日・いつでもサポート」と「外出サポート」のそれぞれのサービスについて、実施事業者への聞き取り等により、実施内容の把握を行い、事業内容の見直しを検討します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
利用者数	693 人	980 人

1205 心身障害児交流保育事業

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ・心身障害児施設入所者及び保護者と交流保育所園児との定期的な交流を促進します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
実施園数	3 園	5 園

1206 障害児親子交流体験

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ・公立全園で、入園とならない障害児を対象とした園児との交流を実施します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
実施園数	29 園 (公立全園)	29 園 (公立全園)

個別施策 13 特別支援教育の充実

幼稚園、保育所及び認定こども園並びに学校をはじめ関係機関との連携を深めながら、乳幼児期を含め、早期からの就学相談や教育相談を通じて、保護者や子どもに対し、十分な情報提供を行います。

また、特別支援教育コーディネーターの養成・活用や特別支援学校との連携強化を図るなど、様々な特性に応じたきめ細かな特別支援教育の充実に努めるとともに、庁内及び関

係機関が連携し、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深め、合意形成を図りながら、ライフステージを通じた一貫した支援を行います。

<主な事業>

1301 長野市教育センター研修講座の開催

学校教育課

【事業概要】

- 教職員の指導力、支援力向上を図るための特別支援教育講座を実施します。

1302 特別支援教育支援員の配置

学校教育課

【事業概要】

- 市立小・中学校のニーズを的確に把握し、効果的・効率的に特別支援教育支援員を配置するとともに、人員の確保に努めます。
- 特別支援教育支援員を加えた学校全体としてのチーム支援のあり方について研究していきます。

1303 特別支援教育巡回相談員

学校教育課

【事業概要】

- 臨床心理士や教育相談関係者などの専門家による学校への巡回相談を行い、主として発達障害にかかる対応の教職員や保護者等への助言を行います。
- 巡回相談をより充実させ、学校全体としてのチーム支援のあり方について研究していきます。

1304 幼保小連絡会議、小中連絡会

学校教育課

【事業概要】

- 幼稚園・保育所、障害児通所支援事業所から小学校への円滑な接続や中学校就学、高校入学に当たっての情報交換を行います。

1305 教育支援委員会

学校教育課

【事業概要】

- 保健、医療及び教育に携わる委員による就学相談並びに就学判断を実施します。
- 就学先判断後においても一貫した支援を行うとともに、学びの場の見直しを丁寧に行います。

個別施策 14 障害等に対する理解促進

子どもの状況に応じた適切な子育てや早期療育の促進を図るため、保護者の障害に対する理解や受容に向けた支援を行います。

また、市民に対し、障害に対する理解を深めるための広報・啓発活動や障害児とふれあう機会の創出を図ります。

障害の有無に関らず、すべての人が助け合い、共に生きていく共生社会を実現するため、学校、企業、地域など様々な場面で「心のバリアフリー」の実現に向けた取組を強化します。

<主な事業>

1401 障害理解の学習会の開催

障害福祉課

【事業概要】

- ・障害特性の理解や対応について学ぶため、地域からの依頼により民生児童委員等を対象にした学習会や、障害ふくしネットと連携した公開学習会を開催します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
学習会開催回数	1 回	1 回

1402 障害理解に関するリーフレット作成

障害福祉課

【事業概要】

- ・障害当事者の立場から、社会的障壁に関するリーフレットを作成し、市内小学校等に配布します。

1403 障害者週間事業

障害福祉課

【事業概要】

- ・障害者等への关心と理解を更に深めてもらうため、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの障害者週間に、障害理解に関する講演会等を開催します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
参加人数	250 人	350 人

基本施策⑥ 乳幼児期から思春期までの子育て支援の充実

■施策推進の背景と課題

- 妊娠期からの切れ目のない支援において、特に3歳未満までの子どもを持つ家庭へのきめ細かな支援により、子育てにおける不安・負担感の解消や虐待防止につながります。
- 母親の就業率の上昇に伴い、小学校入学後の子どもの居場所の確保が課題となっています。本市では留守家庭児童に加え、希望する児童を預かる「放課後子ども総合プラン」を推進しており、生活の場として、また様々な体験・交流の場としてさらなる充実を図つていく必要があります。
- ニーズ調査では、子育ての悩みとして、就学前児童保護者、小学生保護者とも「将来予想される経済的負担」の割合が最も高くなっています。子育てにかかる経済的支援の充実が求められています。

■施策の展開

個別施策15 乳幼児期の母子保健と相談体制の充実

子育て家庭に対する包括的かつ切れ目のない子育て支援に向けて、はじめまして赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）などの母子保健事業等を通じて、乳幼児期の子どもと家庭の状況把握に努めるとともに、こども広場に「子育てコンシェルジュ」を配置し、地域や関係機関との連携を図りつつ、保護者の立場に寄り添い必要な支援につなげます。

また、子育てサークル活動への支援や継続した相談支援等により社会的孤立の防止対策に努めるとともに、親子の遊びや子育て家庭同士の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供や相談・助言等の支援体制の充実を図ります。

<主な事業>

1501 妊産婦・乳幼児健康相談

健康課

【事業概要】

- ・妊娠・出産期から乳幼児期の健康や育児に関することについて、保健師が相談に応じます。

1502 こども相談室

子育て支援課

【事業概要】

- ・0歳から18歳までの子どもに関する総合的な相談窓口として様々な相談に対応す

るとともに、関係機関等と連携して適切な支援に結びつけます。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
保護者、園等からの相談件数	年 407 件	年 430 件

※個別施策 21・25 に関連事業として掲載 (P69・77)

1503 子育てコンシェルジュ【新規】

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 子育て家庭等にとって身近な場所にある日常的な相談窓口として、相談者のニーズに沿った適切な支援の紹介や情報の提供を行います。

1504 乳幼児健康診査

健康課

【事業概要】

- 子どもの発育や発達を節目の年齢で確認し、発育状況の確認、疾病・障害等の早期発見、保護者の育児不安等を軽減するため、乳幼児期に総合的な健診を実施します。
- 未受診者への周知、勧奨をより効果的に行い、受診率の向上を図ります。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
健康診査受診率	4 か月児健康診査	97.7%
	9～10 か月児健康診査	87.8%
	乳児一般健康診査	76.4%
	1 歳 6 か月児健康診査	95.5%
	3 歳児健康診査	95.4%

※個別施策 9・21 に関連事業として掲載 (P47・69)

1505 乳幼児健康教室等

健康課

【事業概要】

《健康教室》

- 保護者同士の交流促進及び乳幼児期の発達チェックにより、障害・疾病の早期発見及び早期治療を促進します。

《2歳児フッ化物塗布事業》

- ・むし歯予防に効果のあるフッ化物塗布の体験を通して、乳幼児期からの歯質強化につなげ、むし歯予防の知識の習得に向けた啓発を図ります。

《離乳食教室》

- ・離乳食の進め方を中心に、乳幼児の栄養管理について知識の普及を図ります。

《幼児食教室》【新規】

- ・幼児食の進め方を中心に、幼児の栄養管理及び口腔機能の育成、歯みがきについての知識の普及を図ります。

【指標・目標値】

指 標	基 準 値 (平成 30 年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
乳幼児健康教室参加率 (7-8か月・2歳児健康教室の参加率の平均値)	80.4%	81%
2歳児フッ化物塗布事業参加者数	682人	700人
離乳食教室参加者数	2,357人	2,400人
幼児食教室参加者数	—	500人

〔関連事業〕

0201 妊娠・出産包括支援事業（ながの版ネウボラ）【新規】

健康課

【事業概要】

- ・「子育て世代包括支援センター」として、妊娠婦及び乳幼児の母子保健に係わる実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を推進します。

※個別施策2に主な事業として掲載（P34）

0204 はじめまして赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

健康課

【事業概要】

- ・生後3か月までの乳児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、産後うつ病のリスク度判断に役立つEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）等を活用し、虐待防止の観点から親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言します。

※個別施策2に主な事業として掲載（P35）

個別施策 16 地域子ども・子育て支援事業の充実

幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設利用者のみならず、全ての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談や情報提供などが受けられる「地域子育て支援拠点（こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場）」のほか、放課後等の児童の居場所などを提供する「放課後子ども総合プラン」など、地域の様々な子育て支援の確保・充実を図ります。

※第3部に量の見込みと確保方策を記載

<主な事業>

1601 利用者支援事業

保育・幼稚園課、健康課

【事業概要】

[基本型]

- ・2か所のこども広場に利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）を配置し、世代間交流の促進及び地域のボランティア団体との協働並びに教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行います。

[母子保健型]

- ・妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目ない支援につなげるための総合相談窓口として、6か所の保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、地区保健師と連携することにより、様々な相談に対応し、支援が必要な際は、その内容に応じた適切な対応先を紹介することで、相談者の不安を軽減します。
- ・本庁健康課総合窓口をネウボラ相談窓口と位置づけ、既存の相談スペースを拡充するとともに、子どもスペースを併設して、子ども連れの方でも安心して相談を受けられるよう環境を整備します。

【指標・目標値】

指 標		基準値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
利用施設数	基本型	2 施設	2 施設
	母子保健型	7 施設	7 施設

1602 放課後子ども総合プラン

こども政策課

【事業概要】

- ・小学校又は特別支援学校の小学部に就学している児童に対し、放課後等に、安全で安心な遊びの場及び生活の場において多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ります。

- ・児童や保護者の需要に応じて制度の充実を図ります。また、希望児童^{注1}の受入れを令和6年度までに、全54小学校区で実現することを目指します。
- ・学校施設の活用を図り、事業の実施に必要な居室面積を確保するとともに、施設環境を整備します。
- ・地域に開かれた施設運営に努め、アドバイザー^{注2}や地域ボランティアを活用し、児童に多様な体験活動、交流・学習等の機会を、全54小学校区で定期的かつ継続的に提供します。
- ・施設・運営に関する基準を必要に応じて見直しし、長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドラインに基づき適正に運営します。また、職員の確保に努めるとともに、職員の専門性の向上を図るため、認定放課後児童支援員の資格取得の促進と職員研修等を充実します。
- ・小学校や関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。また、特別な配慮を要する児童やその保護者への適切な支援を行います。
- ・地域の実情や保護者の意向を踏まえて、実施時間の延長に努めます。

^{注1} 労働等の理由により保護者が昼間家庭に居ない児童及び病気、出産、家族の介護等の理由により保護者による当該児童の保護が困難と認められる児童以外の児童で、放課後子ども総合プラン事業の利用を希望する児童

^{注2} 児童の遊び及び学習、スポーツ、文化活動等を支援する者として市長が登録した者

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
希望児童の受入れ未実施校区数	17校区 (令和元年度)	0校区
アドバイザー活動の実施回数	4,933回	5,550回
事業に従事する認定放課後児童支援員の数	274人 (令和元年度)	430人

※個別施策24・27に関連事業として掲載(P76・80)

1603 ショートステイ・トワイライトステイ

子育て支援課

【事業概要】

- ・保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において一定期間預かり、養育します。(ショートステイ)
- ・保護者の仕事、その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合も、児童養護施設等において一時的に預かり、養育します。(トワイライトステイ)
- ・児童虐待の未然防止につながるよう、長野市要保護児童対策協議会と連携し、支援

を必要としている家庭に対し制度の周知を図ります。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
ショートステイ・トワイライトステイ利用日数	162 日	366 日

※個別施策 21 に関連事業として掲載 (P 70)

1604 養育支援訪問事業

子育て支援課・健康課

【事業概要】

- ・乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等若しくはその保護者又は妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導及び助言を行うとともに、ヘルパーによる乳幼児の保育や、家事支援等を行います。
- ・母子保健事業を行う保健師をはじめ、長野市要保護児童対策協議会と連携しながら、支援を必要とする家庭が漏れなく本事業を利用できるよう周知を図ります。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
要支援家庭に対する支援実施率	100%	100%

※個別施策 21 に関連事業として掲載 (P 70)

〔関連事業〕

0202 妊婦健康診査

健康課

【事業概要】

- ・すべての妊婦が安心して安全に出産できるように、妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状態等を定期的に確認するため、妊娠中に受診する妊婦健康診査にかかる負担を公費負担します。

※個別施策 2 に主な事業として掲載 (P 35)

0204 はじめまして赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

健康課

【事業概要】

- ・生後 3 か月までの乳児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、産後うつ病のリスク度判断に役立つ EPDS (エジンバラ産後うつ病質問票) 等を活用し、虐待防止の観点から親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言します。

※個別施策 2 に主な事業として掲載 (P 35)

2301 こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ・こども広場及び地域子育て支援センター並びに教育・保育施設で園開放等を行うおひさま広場において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供します。
- ・私立の子育て支援センターに対しては、週5日型への移行を促し、利便性の向上を図ります。

※個別施策 23 に主な事業として掲載（P72）

2401 ファミリー・サポート・センター

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ・子育ての手助けが欲しい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録していただき、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後の預かり、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かりその他の多様化する子育て世帯のニーズに対応し、子育てのサポート等を提供する相互援助活動を促進します。
- ・利用者の声や意向を把握し、幅広い市民ニーズに対応できる体制作りを進めるとともに、子育てを終えた世代など提供会員の新規開拓を図ります。

※個別施策 24 に主な事業として掲載（P74）

2601 延長保育事業

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ・公立保育所については、延長保育事業を指定した園において、私立保育所については原則全ての園において、それぞれ11時間開所を超える延長保育を実施します。

※個別施策 26 に主な事業として掲載（P78）

2603 一時預かり事業

保育・幼稚園課

【事業概要】

[幼稚園型]

- ・新制度未移行の幼稚園における預かり保育と同様、認定こども園・幼稚園の1号認定子どもの園児を主な対象として、一時預かり事業（幼稚園型）を実施します。

[幼稚園型以外]

- ・保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育が困難な場合、保育所等で一時的に預けることができる一時預かり事業を実施します。

※個別施策 26 に主な事業として掲載（P79）

2604 病児・病後児保育事業

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ・病気やけがの回復期に至らないが当面症状の急変が認められない乳幼児（病児）又

は回復期にある乳幼児（病後児）を専用のスペースで看護師・保育士が預かるサービスを実施します。

- より利用しやすい環境を目指し、利用できる施設の増設を図るとともに、サービスの向上のため医療機関等と連携していきます。

※個別施策 26 に主な事業として掲載（P79）

個別施策 17 経済的支援の充実

20代や30代の若い世帯が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由になっています。

理想の子ども数を持つ社会の実現に向けて、幼児教育・保育の無償化や第3子以降の子を産み育てやすい環境を整えるための保育料の軽減、福祉医療費給付など、各種経済支援に取り組み、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

<主な事業>

1701 幼児教育・保育の無償化【新規】

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての、幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料を無償化します。

1702 多子世帯の保育料軽減

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 第3子以降の子どもを産み育てる環境を整えるため、多子世帯の保育所等の保育料を軽減します。
- 国の幼児教育・保育の無償化に合わせ、適切な見直しを行います。

1703 福祉医療費給付事業

福祉政策課

【事業概要】

- 中学校までの児童生徒に対して、医療機関等での保険診療（入院・外来）の自己負担分を助成します。

【指標・目標値】

指 標	基 準 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和6 年度)
対象年齢	中学生以下	中学生以下

1704 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具などの購入に要する費用等及び特定子ども・子育て支援施設等に対して支払うべき食事の提供にかかる副食材料費の助成を行います。

基本施策⑦ 社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援の充実

■施策推進の背景と課題

- ひとり親家庭を取り巻く環境は、収入や就労などで依然として厳しい状況にあることから、子育て支援に加え、生活支援や就労支援、こころの健康など総合的な支援が必要です。
- 本市では、母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭の生活相談や自立に向けた支援を行っていますが、安定的な就労に向けた支援を推進するため、引き続きハローワークなど関係機関と連携した取組の強化が求められています。
- 全国的に子どもの7人に1人が相対的貧困の状況にあります。長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査からも、貧困が子どもの生活習慣、健康面などに影響を与えていることが明らかになっています。
- 経済的に困窮している家庭では、社会的に孤立し、必要な支援につながりにくいことから、子どもの健やかな成長のための生活基盤を確保するとともに、学習機会の充実や居場所づくりに取り組んでいく必要があります。

■施策の展開

個別施策 18 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活し、働くことができるよう、就業や生活全般、各種制度の利用等に関する相談に応じるとともに、生活支援の充実や経済的自立に向けた就業支援の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給及び貸付金の貸付けを行うとともに、各種助成・給付制度等についての周知を図ります。

<主な事業>

1801 母子・父子自立支援員の配置

子育て支援課

【事業概要】

- 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭で児童を扶養している人及び寡婦の生活相談、自立支援等の各種相談に応じて、悩み事の解決や自立促進を図ります。
- 「ジョブ縁ながの」など関係機関と連携しながら、就労支援の充実を図ります。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
相談の解決率	75.2%	79.0%

1802 ひとり親家庭相談・交流事業【新規】

子育て支援課

【事業概要】

- ひとり親家庭が直面する課題を解決し、生活の向上と自立の促進を図るため、専門家や関係機関と連携したワンストップ相談会を開催するほか、お互いの悩みを相談し、仲間づくりのきっかけとするための交流会を開催します。
- 支援が必要なひとり親家庭の保護者が参加できるよう、さまざまな機会を通じて事業内容等の周知を図ります。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和 6 年度)
参加者数	81 人	104 人

1803 保育所利用への配慮

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ひとり親家庭児童の保育所利用に際して、保育の必要度の点数を加点して、優先的に利用できるよう配慮します。

※個別施策 19 に関する事業として掲載（P65）

1804 高等職業訓練促進費給付金事業

子育て支援課

【事業概要】

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が就職の際に有利な資格を取得するため、養成機関で修業する期間のうち、一定期間について給付金を支給します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
新規修学開始者数	8 人	12 人

※個別施策 19 に関する事業として掲載（P66）

【事業概要】

- 安定的な就職が困難な求職者の常用雇用の促進を図るため、事業主に奨励金を交付します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
雇用者数	16 人	16 人

※個別施策 19・27 に関連事業として掲載（P66・82）

【事業概要】

- 18 歳までの児童を養育しているひとり親又は養育者に、児童扶養手当を支給します。

【事業概要】

- 母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立、福祉増進を図るための資金を貸し付けます。

【事業概要】

- ひとり親の児童が鉄道及びバスの通学定期を購入して高等学校等へ通学する際の通学費を支援します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
援護金受給者数	171 件	166 人

個別施策 19 子どもの貧困対策の推進

現在から将来にわたって、全ての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるよう、学習・体験機会の確保を図り、生活や経済的な面を支援するとともに、保護者に対する就労等の支援の充実を図ります。

また、「信州こどもカフェ」（こども食堂）への支援を通じて、貧困などに伴う様々な悩みを抱える子どもや家庭に対し、地域の中での居場所の確保に努めます。

さらに、様々な機会を通じて課題や困り事を抱えている家庭や子どもの把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら総合的な支援を図ります。

<主な事業>

1901 ひとり親家庭子ども生活・学習支援事業【新規】

子育て支援課

【事業概要】

- ひとり親家庭の小・中学生を対象に、学習習慣の習得と生活向上を図るため、学習支援を行います。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
受講者数	124 人	186 人

1902 スクールソーシャルワーカー活用【新規】

学校教育課

【事業概要】

- 長野県から本市に専属派遣されているスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を活用し、家庭や学校等において教育相談の実施や登校支援、関係機関との連携について助言を行います。また、個別の支援会議に参加することで、児童生徒や保護者の状況に応じた適切な支援を行います。

※個別施策 21 に関連事業として掲載（P70）

〔関連事業〕

1803 保育所利用への配慮

保育・幼稚園課

【事業概要】

- ひとり親家庭児童の保育所利用に際して、保育の必要度の点数を加点して、優先的に利用できるよう配慮します。

※個別施策 18 に主な事業として掲載（P63）

【事業概要】

- ・母子家庭の母又は父子家庭の父が就職の際に有利な資格を取得するため、養成機関で修業する期間のうち、一定期間について給付金を支給します。

※個別施策 18 に主な事業として掲載（P63）

【事業概要】

- ・安定的な就職が困難な求職者の常用雇用の促進を図るため、事業主に奨励金を交付します。

※個別施策 18 に主な事業として掲載（P64）

基本施策⑧ 児童虐待防止対策の充実

■施策推進の背景と課題

- 児童に係る相談件数が増加していると同時に、児童虐待に伴う個別に支援を要する家庭も多い状況となっており、児童虐待の通告等に対応する一方で、様々な事情を抱える家庭に対して、しっかりととした支援を図る必要があります。
- 児童虐待は外から見えにくい家庭の中で起こりやすいため、虐待の兆候をいかに早く掴み未然防止につなげていくかが重要であり、関係機関や地域などと連携した社会全体での取組が求められます。
- 本市では、長野県中央児童相談所など 29 の関係機関・団体からなる長野市要保護児童対策協議会を設置しており、引き続き個別に支援を要する家庭や児童に対して関係機関や庁内関係部局等が連携した取組を行う必要があります。
- 今後も、妊娠期から子育て期までの切れ目ない包括的な支援と、常に市民に密着したきめ細かな対応を行い、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応など子どもの命を守る取組の強化を図っていく必要があります。

■施策の展開

個別施策 20 関係機関との連携及び相談体制の強化

住民に身近な場所において継続した支援や相談等を行う子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関や庁内関係部局との密接な連携のもと、児童虐待の状況に応じた適切な相談対応等を行う体制の強化を進めます。

また、長野県中央児童相談所をはじめとした、関係機関との連携を更に強化するとともに、長野市要保護児童対策協議会の機能の充実を図ります。

<主な事業>

2001 長野市要保護児童対策協議会運営

子育て支援課

【事業概要】

- ・長野市要保護児童対策協議会の代表者会議や実務担当者会議等を定期的に開催し、長野県中央児童相談所等の関係機関及び庁内関係部局による情報交換や情報共有を進め、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。

【指標・目標値】

指 標	基 準 値 (平成 30 年度)	目 標 値 (令和 6 年度)
実務担当者会議開催回数	9 回	36 回

【事業概要】

- 子どもに関わる関係者に対して、児童虐待についての知識や対応方法等を学ぶための研修会等を開催します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
児童委員・保育所・学校等への研修開催回数	13 回	20 回

個別施策 21 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応

妊娠期からの切れ目のない支援を行い、様々なアプローチにより社会的孤立を防ぐことで、児童虐待の未然防止と早期支援を図ります。

児童虐待の通告等に迅速かつ適切に対応するため、子ども家庭総合支援拠点に資格を有する専門職員を配置するなど、児童虐待の対応力の強化を図るとともに、こども相談室と一体的な対応により、発達に支援を要する子どもに対する支援の充実を図ります。

また、こども広場等を活用し、親同士が気軽に参加・交流できる機会を拡充し、子育て家庭の不安軽減と孤立防止を図ります。

<主な事業>**【事業概要】**

- 出産後（退院後）、育児不安等により特に保健指導が必要な産婦と新生児を対象として、医療機関又は助産所において母体の管理や育児指導を行い、育児不安等の軽減を図るため、サービス料の一部を補助します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
利用者数	110 人	110 人

【事業概要】

- ・子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の理解の仕方を学び前向きに子育てに取り組めることを目標に、ペアレント・トレーニングの手法による親子関係スキルアップ講座を開催します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
受講人数	45人	75人

【関連事業】

【事業概要】

- ・出産後間もない産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況や精神状態の把握等）を行い母体の健康や産後うつ予防、新生児への虐待予防等を図るために受診する産婦健康診査費用の一部を公費で助成します。

※個別施策2に主な事業として掲載（P35）

【事業概要】

- ・生後3か月までの乳児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、産後うつ病のリスク度判断に役立つEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）等を活用し、虐待防止の観点から親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言します。

※個別施策2に主な事業として掲載（P35）

【事業概要】

- ・0歳から18歳までの子どもに関する総合的な相談窓口として様々な相談に対応するとともに、関係機関等と連携して適切な支援に結びつけます。

※個別施策15に主な事業として掲載（P53）

【事業概要】

- ・子どもの発育や発達を節目の年齢で確認し、発育状況の確認、疾病・障害等の早期発見、保護者の育児不安等を軽減するため、乳幼児期に総合的な健診を実施します。
- ・未受診者への周知、勧奨をより効果的に行い、受診率の向上を図ります。

※個別施策 15 に主な事業として掲載（P54）

1603 ショートステイ・トワイライトステイ

子育て支援課

【事業概要】

- 保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において一定期間預かり、養育します。（ショートステイ）
- 保護者の仕事、その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合も、児童養護施設等において一時的に預かり、養育します。（トワイライトステイ）
- 児童虐待の未然防止につながるよう、長野市要保護児童対策協議会と連携し、支援を必要としている家庭に対し制度の周知を図ります。

※個別施策 16 に主な事業として掲載（P57）

1604 養育支援訪問事業

子育て支援課・健康課

【事業概要】

- 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等若しくはその保護者又は妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導及び助言を行うとともに、ヘルパーによる乳幼児の保育や、家事支援等を行います。
- 母子保健事業を行う保健師をはじめ、長野市要保護児童対策協議会と連携しながら、支援を必要とする家庭が漏れなく本事業を利用できるよう周知を図ります。

※個別施策 16 に主な事業として掲載（P58）

1902 スクールソーシャルワーカー活用【新規】

学校教育課

【事業概要】

- 長野県から本市に専属派遣されているスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を活用し、家庭や学校等において教育相談の実施や登校支援、関係機関との連携について助言を行います。また、個別の支援会議に参加することで、児童生徒や保護者の状況に応じた適切な支援を行います。

※個別施策 19 に主な事業として掲載（P65）

2301 こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場

保育・幼稚園課

【事業概要】

- こども広場及び地域子育て支援センター並びに教育・保育施設で園開放等を行うおひさま広場において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供します。
- 私立の子育て支援センターに対しては、週5日型への移行を促し、利便性の向上を図ります。

※個別施策 23 に主な事業として掲載（P72）

個別施策 22 地域や社会的養護施策との連携

市民や関係機関等に対し出前講座等により、児童虐待防止や通告・通報等の周知を積極的に図るとともに、民間団体等の取組と連携するなど社会全体で子どもを守る取組を進めます。

また、児童養護施設との連携や母子生活支援施設の活用等により、社会的養護が必要な子どもや家庭に対する支援の充実を図ります。

さらに、長野県と連携・協力しながら、里親に対する周知や理解促進を図り、新たな里親の開拓など里親支援を進めます。

<主な事業>

2201 地域や市民への働きかけ

子育て支援課

【事業概要】

- ・児童虐待の早期発見及び防止を図るため、市民等からの通報等により虐待の早期発見・早期対応につながるよう、地域や市民に対して児童虐待や通報等についての周知を図ります。
- ・市政出前講座を通じて地域等への啓発を図り、社会全体で児童虐待防止に向けた取組を進めていきます。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
出前講座開催回数	8 回	12 回

2202 里親委託事業

子育て支援課

【事業概要】

- ・新たな里親の開拓に向け長野県や関係団体等と連携を図り、様々な事情で心身ともに傷ついた子どもを、家庭的な雰囲気の中で養育する里親への支援を進めます。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
長野市里親会の会員数（里親）	38 世帯	41 世帯

基本施策⑨ 地域における子育て支援の推進

■施策推進の背景と課題

- 核家族化や地域のつながりの希薄化などの影響により、家庭や地域の子育て力の低下が指摘されています。ニーズ調査の結果からは、「日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか」との間に、「いずれもいない」と回答した保護者がおよそ1割いる状況で、転勤等により近隣に親族や知人がいない子育て家庭もみられることから、地域の中に居場所や情報交換の場を確保することが求められています。
- 子育て家庭の受け皿となる子育てサークルを対象にした調査では、構成員の確保や活動周知が困難であるとの意見が聞かれることから、子育てサークルを維持していくための周知や活動支援を行い、子育て家庭を支える環境づくりを推進していくことが必要です。
- 令和元年10月に発生した台風第19号により、多くの子どもや保護者が被災し、仮設住宅など新しい環境への対応や今後の生活に不安を感じています。

■施策の展開

個別施策 23 子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭の負担感や孤立感の解消を図るため、地域子育て支援センターなどにおいて、子育て家庭同士等の交流機会の拡充を図るとともに、自主的なサークル活動等の活性化を支援します。

また、子育て家庭の積極的な地域活動への参加を促進するため、様々な団体等が行っている活動に関する情報提供の充実を図ります。

<主な事業>

2301 こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場

保育・幼稚園課

【事業概要】

- こども広場及び地域子育て支援センター並びに教育・保育施設で園開放等を行うおひさま広場において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供します。
- 私立の子育て支援センターに対しては、週5日型への移行を促し、利便性の向上を図ります。

【指標・目標値】

指 標		基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
実施箇所数	こども広場	2 箇所	2 箇所
	地域子育て支援センター	16 箇所	18 箇所

※個別施策 16・21 に関連事業として掲載 (P59・70)

2302 保育所地域活動事業

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 高齢者との交流や卒園児・未就園児との交流など、世代間交流・異年齢交流を通じて、保育所の地域に開かれた事業活動を展開します。

【指標・目標値】

指 標		基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
実施園数		公立 29 園（全園） 私立園 58 園	公立 29 園（全園） 私立園 58 園

2303 子育て情報の発信

子育て支援課

【事業概要】

- 妊娠から出産、子育て期における子育て相談や子どもの健康診査、保育所等入園手続きなど、0歳から18歳までの子どもに関する様々な情報を、「子育てガイドブック」、「ながのわくわく孫育て応援ブック」、SNSを活用した「ながのわくわく子育てLINE」などを活用して発信し、その充実を図ります。

2304 子育てサークル維持のための周知支援

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 子育てサークル活動の活性化のため必要な助言等を行うとともに、構成員の確保に向けて子育てサークル活動の情報提供を行います。

【指標・目標値】

指 標		基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
子育てサークルの構成員数		1,181 人	1,200 人

【事業概要】

- こども広場を運営する団体などと連携して、長野市に転入した子育て家庭の孤立感や不安感を解消し、情報交換や仲間づくりのきっかけとなる場を提供します。

個別施策 24 地域における子ども・子育て支援活動の活性化

地域全体で子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えるまちづくりを推進するため、子育てサークルや児童育成地域組織、ファミリー・サポート・センターの活性化を図るとともに、多様な子ども・子育て支援活動を行う団体等の活動を支援します。

また、子どもが安心できる環境の中で健やかに育つことができる地域づくりを進めるため、関係機関等と連携して、防犯対策、交通安全対策、公園の整備などに取り組みます。

<主な事業>

【事業概要】

- 子育ての手助けが欲しい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録していただき、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後の預かり、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かりその他の多様化する子育て世帯のニーズに対応し、子育てのサポート等を提供する相互援助活動を促進します。
- 利用者の声や意向を把握し、幅広い市民ニーズに対応できる体制作りを進めるとともに、子育てを終えた世代など提供会員の新規開拓を図ります。

【指標・目標値】

指 標		基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
会員数	依頼会員	1,467 人	1,500 人
	提供会員	412 人	420 人
	両方会員	64 人	70 人

※個別施策 16 に関する事業として掲載（P59）

【事業概要】

- 地域における子育てに関する支え合い活動をする団体の情報を集約し、必要な人

と結び付ける地域福祉ワーカーを市内全地区に配置され、活動が継続されるよう、住民自治協議会に対して支援を行います。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和 3 年度)
地域福祉ワーカー設置地区数	31 地区	32 地区

2403 長野市子育てサークル活動支援

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 若い世帯が安心して子育てできる環境づくりを支援するため、地域において仲間づくりや情報交換等を行う子育てサークルの活動に要する経費に対し、補助金を交付します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
子育てサークル活動支援団体数	13 団体	13 団体

2404 児童育成地域組織に対する活動支援

こども政策課

【事業概要】

- 家庭及び地域が一体となって児童の健全育成を図るために、放課後子ども総合プラン実施施設を拠点に、地域住民、保護者等が参加する児童育成クラブその他の地域組織の活動に補助金を交付します。

2405 ながの子育て家庭優待パスポート事業

子育て支援課

【事業概要】

- 18 歳までの子どもがいる世帯に対して、長野県内全ての協賛店から、協賛店舗ごとに定められた子育て支援サービスを受けられるパスポートカードを配布します。また、長野市内の協賛店を掲載したパンフレットを合わせて配布します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
市内協賛店舗数	1,004 店舗	1,120 店舗

【事業概要】

- ・乳幼児を身近な存在として意識し、愛着の感情を醸成するとともに、将来、親となり子育てに関わる際の予備知識を得る大切な機会となることから、保育所等において中学生や高校生が乳幼児と出会い、ふれあう機会を広げるための取組を推進します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
受け入れ保育所数	53 園	53 園

【関連事業】**【事業概要】**

- ・小学校又は特別支援学校の小学部に就学している児童に対し、放課後等に、安全で安心な遊びの場及び生活の場において多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ります。
- ・児童や保護者の需要に応じて制度の充実を図ります。また、希望児童の受入れを令和 6 年度までに、全 54 小学校区で実現することを目指します。
- ・学校施設の活用を図り、事業の実施に必要な居室面積を確保するとともに、施設環境を整備します。
- ・地域に開かれた施設運営に努め、アドバイザーや地域ボランティアを活用し、児童に多様な体験活動、交流・学習等の機会を、全 54 小学校区で定期的かつ継続的に提供します。
- ・施設・運営に関する基準を必要に応じて見直しし、長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドラインに基づき適正に運営します。また、職員の確保に努めるとともに、職員の専門性の向上を図るため、認定放課後児童支援員の資格取得の促進と職員研修等を充実します。
- ・小学校や関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。また、特別な配慮を要する児童やその保護者への適切な支援を行います。
- ・地域の実情や保護者の意向を踏まえて、実施時間の延長に努めます。

※個別施策 16 に主な事業として掲載（P56）

個別施策 25 被災した子どもや保護者への支援

令和元年 10 月に発生した台風第 19 号により被災した子どもや保護者的心のケアについて、こども相談室の専門職員による保育所等への訪問、小中学校へのスクールカウンセラーの派遣、保健師等による健康相談などにより、継続的に取り組みます。

また、子どもたちや保護者同士の交流の場づくりに取り組みます。

<主な事業>

1202 教育・保育施設の施設訪問(にこにこ園訪問)

子育て支援課

【事業概要】

- 発達相談員、保健師、作業療法士等の専門職による支援チームが、教育・保育施設を巡回訪問し、発達について専門的な支援が必要な子どもや、発達障害の子どもに応じた対応方法について助言を行うことで、園における支援体制を整えます。
- 台風第 19 号により被災した子どもや保護者に対して、庁内関係部局等と連携しながら、心のケアをサポートします。

※個別施策 12 にも主な事業として掲載（P49）

[関連事業]

1502 こども相談室

子育て支援課

【事業概要】

- 0 歳から 18 歳までの子どもに関する総合的な相談窓口として様々な相談に対応するとともに、関係機関等と連携して適切な支援に結びつけます。

※個別施策 15 に主な事業として掲載（P53）

基本施策⑩ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進

■施策推進の背景と課題

- 母親の就労意向が高まり、保育ニーズが拡大しています。本市においても特に30歳代女性の労働力が上昇し、いわゆるM字カーブが緩やかになってきています。
- 令和元年5月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が改正され、行動計画策定・情報公表義務の対象企業が拡大されました。また、働き方改革が進められており、就労者の意識改革と併せて、事業主の雇用環境の改善が求められています。
- ニーズ調査の結果をみると、育児休業を取得しなかった母親のおよそ16%は「職場に育児休業の制度がなかった」、14%が「職場に育児休業を取りにくく雰囲気があった」と回答しています。また、取得しなかった父親のおよそ3割が「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答しています。仕事と子育ての両立が可能な職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。
- 多様な働き方が選択できる雇用環境の整備を促進するとともに、仕事と子育ての両立を支える保育サービスの充実を図っていく必要があります。また、企業や市民に対してワーク・ライフ・バランスに関わる制度等についての情報を提供するとともに、男女共に働きやすい環境づくりに取り組む企業の優良事例を周知するなど、社会全体が子育てに対する理解を深めていくことが必要です。

■施策の展開

個別施策 26 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育ての両立のため、多様な働き方に対応するきめ細かな保育サービスや子育て支援の展開を図ります。

<主な事業>

2601 延長保育事業

保育・幼稚園課

【事業概要】

- 公立保育所については、延長保育事業を指定した園において、私立保育所については原則全ての園において、それぞれ11時間開所を超える延長保育を実施します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
実施園数	61園	61園

※個別施策16に関連事業として掲載(P59)

【事業概要】

- 保護者の夜間の就労に対応するため、夜間保育を実施します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
実施箇所数	1 園	1 園

【事業概要】

[幼稚園型]

- 新制度未移行の幼稚園における預かり保育と同様、認定こども園・幼稚園の 1 号認定子どもの園児を主な対象として、一時預かり事業（幼稚園型）を実施します。

[幼稚園型以外]

- 保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育が困難な場合、保育所等で一時的に預けることができる一時預かり事業を実施します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
実施箇所数	12 園	13 園
延べ利用者数	14,732 人	16,000 人

※個別施策 16 に関連事業として掲載（P59）

【事業概要】

- 病気やけがの回復期に至らないが当面症状の急変が認められない乳幼児（病児）又は回復期にある乳幼児（病後児）を専用のスペースで看護師・保育士が預かるサービスを実施します。
- より利用しやすい環境を目指し、利用できる施設の増設を図るとともに、サービスの向上のため医療機関等と連携していきます。

【指標・目標値】

指 標	基 準 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和6 年度)
実施箇所数	3 箇所	4 箇所

※個別施策 16 に関連事業として掲載（P59）

〔関連事業〕

1602 放課後子ども総合プラン

こども政策課

【事業概要】

- ・小学校又は特別支援学校の小学部に就学している児童に対し、放課後等に、安全で安心な遊びの場及び生活の場において多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ります。
- ・児童や保護者の需要に応じて制度の充実を図ります。また、希望児童の受入れを令和6 年度までに、全 54 小学校区で実現することを目指します。
- ・学校施設の活用を図り、事業の実施に必要な居室面積を確保するとともに、施設環境を整備します。
- ・地域に開かれた施設運営に努め、アドバイザーや地域ボランティアを活用し、児童に多様な体験活動、交流・学習等の機会を、全 54 小学校区で定期的かつ継続的に提供します。
- ・施設・運営に関する基準を必要に応じて見直しし、長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドラインに基づき適正に運営します。また、職員の確保に努めるとともに、職員の専門性の向上を図るため、認定放課後児童支援員の資格取得の促進と職員研修等を充実します。
- ・小学校や関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。また、特別な配慮を要する児童やその保護者への適切な支援を行います。
- ・地域の実情や保護者の意向を踏まえて、実施時間の延長に努めます。

※個別施策 16 に主な事業として掲載（P56）

個別施策 27 働き方の見直しの促進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、事業主や市民に対し、子育て支援や働き方の見直しへの意識啓発を図ります。

また、事業所に対し、各種法令・制度の遵守、活用に向けた広報・啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた積極的な取組を評価し支援します。

<主な事業>

2701 経済団体等との連携による事業主への意識啓発

こども政策課

【事業概要】

- 育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、ワーク・ライフ・バランス推進に関する意識啓発を図るため、長野市子育て支援事業所連絡協議会と連携し、事業所や市民を対象とした講演会を開催するほか、好取組事例の情報共有などを進めます。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
ワーク・ライフ・バランスセミナー参加者数	306 人	400 人

2702 子育て雇用安定奨励金交付事業

商工労働課

【事業概要】

- 仕事と子育ての両立を支援する制度を実施した中小企業者に対し奨励金を交付し、働きやすい雇用環境づくりを支援します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
交付事業所数	1 事業所	1 事業所

2703 仕事と子育ての両立等に取り組む企業に配慮した入札制度

契約課

【事業概要】

- 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出について、本市の入札における加点項目とし、事業所の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備を促進します。

2704 男女共同参画優良事業者表彰【新規】

人権・男女共同参画課

【事業概要】

- 市内に事務所又は事業所を置く従業員数 300 人以下の法人やその他の団体で、性別にとらわれない職域の拡大や女性の登用を促進し、ワーク・ライフ・バランスの視点から、働く者がその状況に応じて多様で柔軟な働き方を可能とする職場の環境整備を図り、男女共同参画を先進的に取り組む企業を表彰します。

【指標・目標値】

指 標	基 準 値 (平成 30 年度)	目 標 値 (令和 3 年度)
優良事業者表彰の事業者数（累計）	16 社	22 社

〔関連事業〕

1805 トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付事業

商工労働課

【事業概要】

- 安定的な就職が困難な求職者の常用雇用の促進を図るため、事業主に奨励金を交付します。

※個別施策 18 に主な事業として掲載（P64）

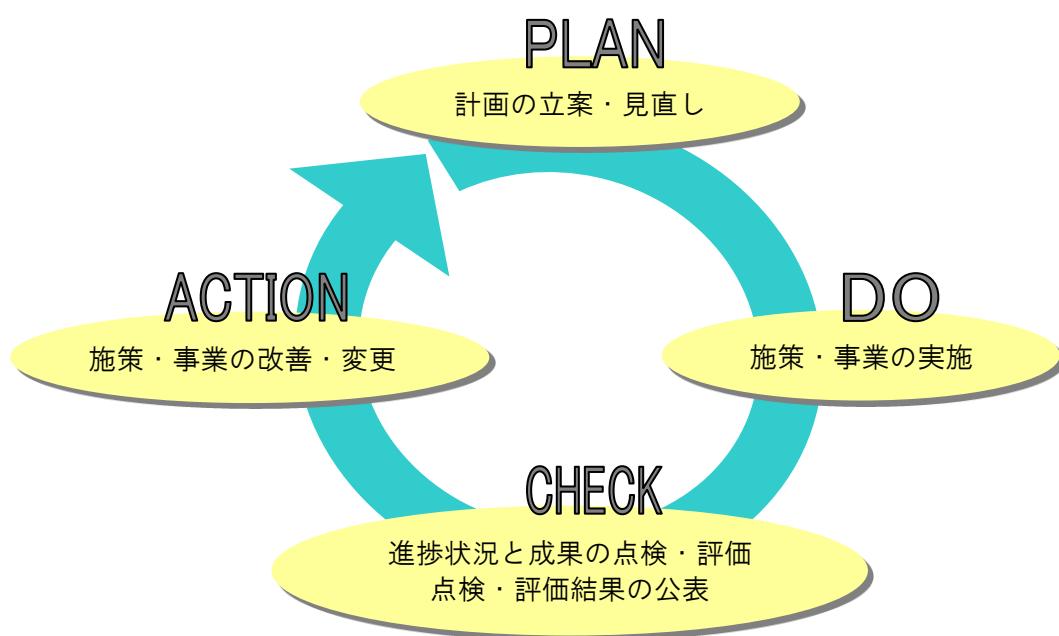
第5章 計画の推進

1 市民や関係機関等との連携

本計画の推進に当たっては、市や県、公的機関の取組だけでなく、家庭や地域をはじめ、子育てサークル、NPO、ボランティア、教育・保育施設の事業者、民間企業等の協力が不可欠です。そのため、これらの関係機関等と連携しながら、社会全体で子ども・子育て支援を推進していきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の着実な推進を図るため、長野市の府内組織である「長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会」において全庁的な調整を図るとともに、長野市版子ども・子育て会議である長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、施策・事業の進捗状況について毎年度点検・評価して結果を公表し、施策・事業の改善等につなげていくこととします。また、計画全体の成果については、令和5年度に実施予定のニーズ調査などを活用して評価を行います。



第3部

量の見込みと確保方策

第1章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法の規定に基づき、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる区域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定します。

教育・保育提供区域は、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位となります。

参考1 「量の見込み」と「確保方策」

- 「量の見込み」：利用に関するニーズ量
- 「確保方策」：量の見込みに対応する確保の内容とその実施時期

参考2 「教育・保育提供区域」と「認定区分」

■教育・保育提供区域

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業共通の区域設定とすることが基本となります（基本型）。認定区分や地域子ども・子育て支援事業により利用実態が異なる場合は、実態に応じて、認定区分ごと又は事業ごとに区域設定をしています（応用型等）。

■認定区分

子ども・子育て支援新制度では、3つの認定区分に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育）の利用先が決まっていきます。

3つの認定区分

○1号認定 教育標準時間認定

子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合
利用先 幼稚園、認定こども園

○2号認定 満3歳以上・保育認定

子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用先 保育所、認定こども園

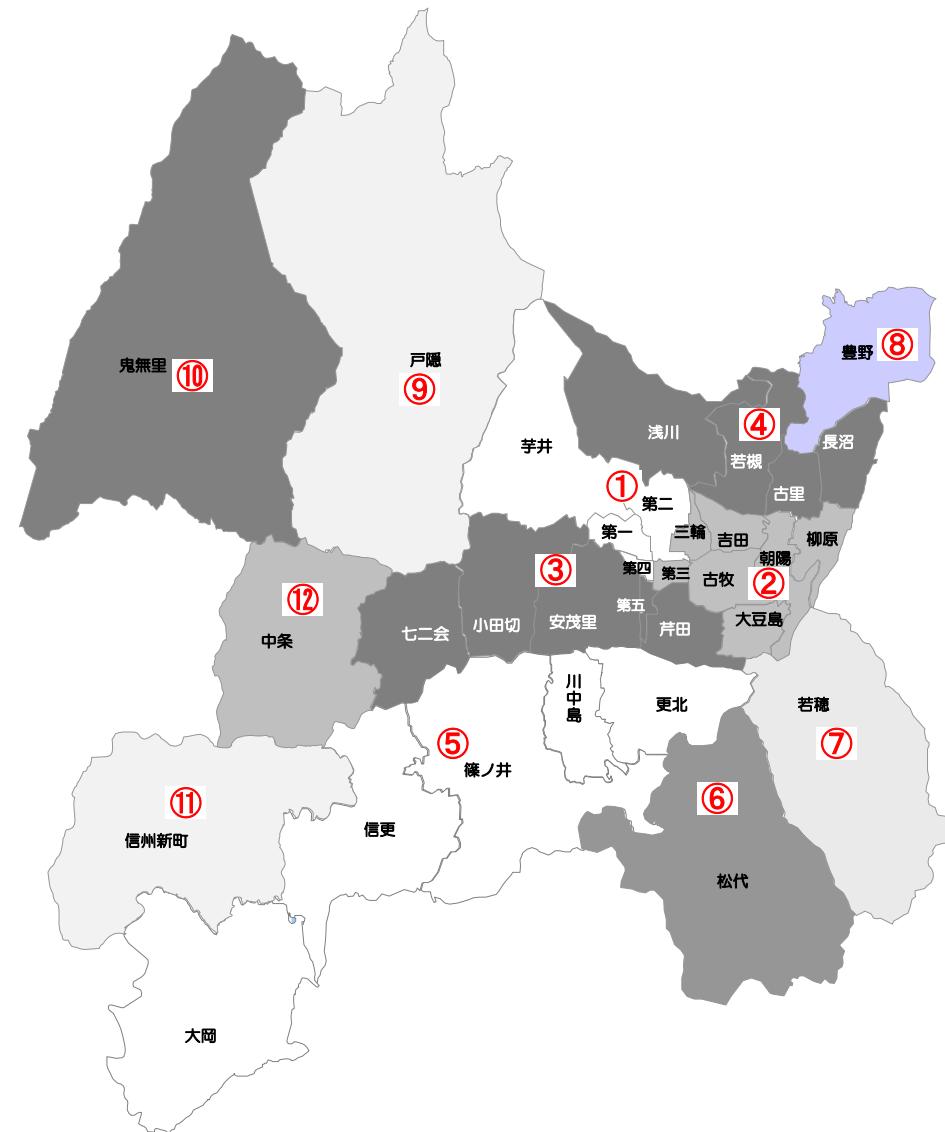
○3号認定 満3歳未満・保育認定

子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

(2) 教育・保育提供区域（基本型）

教育・保育提供区域（基本型）を以下の12区域に設定します。

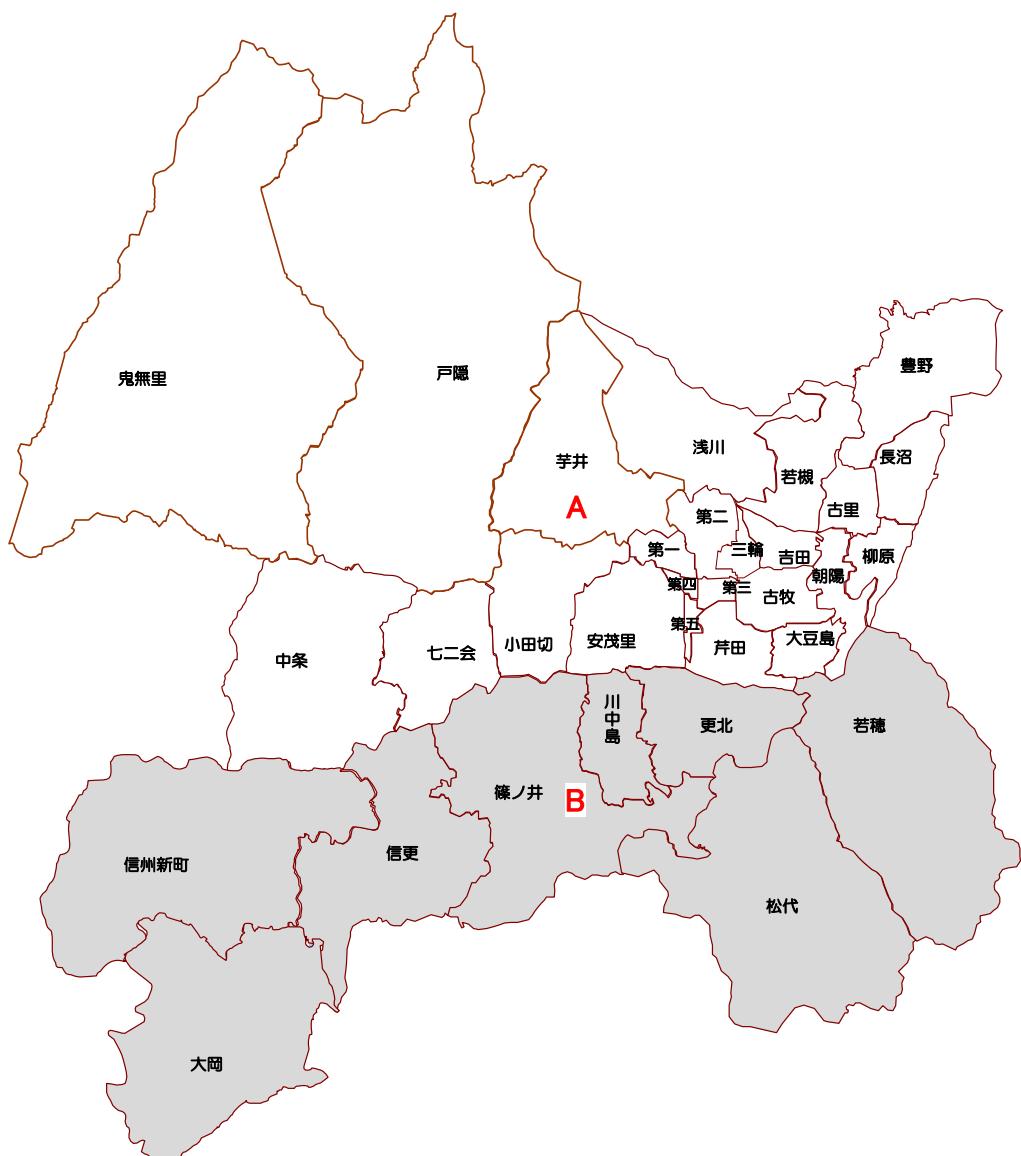
教育・保育提供区域（基本型）			
① 第一、第二、第四、芋井			
② 第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽			
③ 第五、芹田、安茂里、小田切、七二会			
④ 古里、浅川、若槻、長沼			
⑤ 篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡			
⑥ 松代	⑦ 若穂	⑧ 豊野	
⑨ 戸隠	⑩ 鬼無里	⑪ 信州新町	
⑫ 中条			



(3) 教育・保育提供区域（応用型）

1号認定については、供給基盤のバランスを考慮し、犀川を挟んで北側（犀北）と南側（犀南）とに分けて区域設定をし、教育・保育提供区域（応用型）とします。

教育・保育提供区域（応用型）	
A	第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、七二会、豊野、戸隠、鬼無里、中条
B	篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、信更、大岡、信州新町



(4) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

地域子ども・子育て支援事業ごとの提供区域は、各事業の内容等を踏まえ、長野市全域又は教育・保育提供区域（基本型・応用型）とします（妊婦健康診査を除く）。なお、放課後子ども総合プランについては、小学校区による区域設定とします。

事業区分		教育・保育 提供区域設定	考え方
利用者支援事業	① 基本型	市全域	市内の教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことから、市全域とします。
	② 母子保健型		
延長保育事業		基本型	主に、通常利用している教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供区域（基本型）とします。
放課後子ども総合プラン		小学校区	事業実施の単位が小学校区であることを踏まえ、小学校区とします。
ショートステイ・トワイライトステイ		市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とします。
はじめまして赤ちゃん事業		市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
養育支援訪問事業		市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場		市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
一時預かり事業	① 幼稚園等に在園する園児	応用型	教育・保育施設での利用となるため、教育・保育提供区域（応用型）とします。
	② 一般型・余裕活用型・訪問型	基本型	教育・保育施設での利用となるため、教育・保育提供区域（基本型）とします。
病児・病後児保育事業		市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
ファミリー・サポート・センター		市全域	活動に関する連絡・調整が市全域を対象としていることから、市全域とします。
妊婦健康診査		—	県内全ての医療機関で実施するとともに、県外の医療機関については、申請により償還払いとなることから、区域設定をしません。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定・2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）

【量の見込みの考え方】

[1号認定]

保育を必要とする事由に該当しない家庭の2～5歳で、「幼稚園」又は「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

[2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）]

共働き家庭又は1年以内に共働きの意向がある家庭の2～5歳で、現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

現在、A提供区域に24園（うち認定こども園9園）、B提供区域に10園（うち認定こども園6園）が設置されており、共に現在の利用定員により量の見込みを確保できる状況となっています。

量の見込みのうち、約3分の1程度が幼児期の学校教育を希望する2号認定であることを踏まえ、幼保連携型認定こども園の設置の促進を図ります。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み（a）	3,199	3,254	3,187	3,070	2,959
1号認定	2,302	2,348	2,308	2,221	2,138
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	897	906	879	849	821
確保の内容（b）	5,162	5,162	5,162	5,162	5,162
特定教育・保育施設	1,302	1,302	1,302	1,302	1,302
確認を受けない幼稚園	3,860	3,860	3,860	3,860	3,860
過不足（b-a）	1,963	1,908	1,975	2,092	2,203
A提供区域（第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、吉里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、七二会、豊野、戸隠、鬼無里、中条）					
量の見込み（a）	2,044	2,079	2,037	1,961	1,891
1号認定	1,444	1,472	1,446	1,391	1,340
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	600	607	591	570	551
確保の内容（b）	3,775	3,775	3,775	3,775	3,775
特定教育・保育施設	965	965	965	965	965
確認を受けない幼稚園	2,810	2,810	2,810	2,810	2,810
過不足（b-a）	1,731	1,696	1,738	1,814	1,884

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
B 提供区域（篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、信更、大岡、信州新町）					
量の見込み (a)	1,155	1,175	1,150	1,109	1,068
1号認定	858	876	862	830	798
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	297	299	288	279	270
確保の内容 (b)	1,387	1,387	1,387	1,387	1,387
特定教育・保育施設	337	337	337	337	337
確認を受けない幼稚園	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
過不足 (b-a)	232	212	237	278	319

(2) 2号認定（保育利用）

【量の見込みの考え方】

共働き家庭又は1年以内に共働きの意向がある家庭の3～5歳で幼児期の学校教育の利用希望者を除いた割合を推計児童数に乗じて算出したものを基に、過去5年間の実績による補正を行い、より実態に合わせた算出をしています。

【確保方策の考え方】

12の提供区域のうち、確保の内容（利用定員）が量の見込みに達していない（達しないことが見込まれる）区域は、提供区域を超えた利用の状況等に注視しつつ、当該区分における利用定員の拡大を促すことなどにより、確保を図ります。

量の見込みを確保できる区域についても、利用希望者の動向を注視しつつ、年度途中の入所希望も含めた提供体制の確保を図ります。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み (a)	5,487	5,619	5,560	5,357	5,154
確保の内容 (b)	6,092	6,092	6,092	6,092	6,092
過不足 (b-a)	605	473	532	735	938
①提供区域（第一、第二、第四、芋井）					
量の見込み (a)	234	234	225	212	198
確保の内容 (b)	260	260	260	260	260
過不足 (b-a)	26	26	35	48	62
②提供区域（第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽）					
量の見込み (a)	1,412	1,439	1,417	1,359	1,301
確保の内容 (b)	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494
過不足 (b-a)	82	55	77	135	193
③提供区域（第五、芹田、安茂里、小田切、七二会）					
量の見込み (a)	611	631	628	610	590
確保の内容 (b)	807	807	807	807	807
過不足 (b-a)	196	176	179	197	217

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）					
量の見込み（a）	591	610	609	591	573
確保の内容（b）	532	532	532	532	532
過不足（b-a）	△ 59	△ 78	△ 77	△ 59	△ 41
⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）					
量の見込み（a）	1,881	1,928	1,908	1,839	1,769
確保の内容（b）	1,923	1,923	1,923	1,923	1,923
過不足（b-a）	42	△ 5	15	84	154
⑥提供区域（松代）					
量の見込み（a）	291	298	295	285	275
確保の内容（b）	321	321	321	321	321
過不足（b-a）	30	23	26	36	46
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み（a）	210	217	216	209	203
確保の内容（b）	318	318	318	318	318
過不足（b-a）	108	101	102	109	115
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み（a）	175	180	180	174	169
確保の内容（b）	216	216	216	216	216
過不足（b-a）	41	36	36	42	47
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み（a）	35	35	35	33	32
確保の内容（b）	56	56	56	56	56
過不足（b-a）	21	21	21	23	24
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み（a）	5	5	5	5	5
確保の内容（b）	52	52	52	52	52
過不足（b-a）	47	47	47	47	47
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み（a）	27	27	27	25	24
確保の内容（b）	87	87	87	87	87
過不足（b-a）	60	60	60	62	63
⑫提供区域（中条）					
量の見込み（a）	15	15	15	15	15
確保の内容（b）	26	26	26	26	26
過不足（b-a）	11	11	11	11	11

(3) 3号認定(0歳)

【量の見込みの考え方】

共働き家庭又は1年以内に共働きの意向がある家庭の0歳で認可保育所等を利用したい人の割合を基に、育児休業の取得状況を勘案した割合を推計児童数に乗じて算出したものを基に、過去5年間の実績による補正を行い、より実態に合わせた算出をしています。

【確保方策の考え方】

12の提供区域のうち、確保の内容（利用定員）が量の見込みに達していない（達しないことが見込まれる）区域は、提供区域を超えた利用の状況等に注視しつつ、当該区分における利用定員の拡大を促すことなどにより、確保を図ります。

量の見込みを確保できる区域についても、利用希望者の動向を注視しつつ、年度途中の入所希望も含めた提供体制の確保を図ります。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み（a）	526	557	585	611	633
確保の内容（b）	654	654	654	654	654
過不足（b-a）	128	97	69	43	21
①提供区域（第一、第二、第四、芋井）					
量の見込み（a）	26	28	29	31	32
確保の内容（b）	28	28	28	28	28
過不足（b-a）	2	0	△ 1	△ 3	△ 4
②提供区域（第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽）					
量の見込み（a）	181	190	197	204	210
確保の内容（b）	171	171	171	171	171
過不足（b-a）	△ 10	△ 19	△ 26	△ 33	△ 39
③提供区域（第五、芹田、安茂里、小田切、七二会）					
量の見込み（a）	44	44	45	45	45
確保の内容（b）	87	87	87	87	87
過不足（b-a）	43	43	42	42	42
④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）					
量の見込み（a）	53	56	58	59	61
確保の内容（b）	77	77	77	77	77
過不足（b-a）	24	21	19	18	16
⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）					
量の見込み（a）	178	191	205	216	227
確保の内容（b）	190	190	190	190	190
過不足（b-a）	12	△ 1	△ 15	△ 26	△ 37

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑥提供区域（松代）					
量の見込み（a）	17	18	19	20	21
確保の内容（b）	26	26	26	26	26
過不足（b-a）	9	8	7	6	5
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み（a）	10	11	11	12	12
確保の内容（b）	30	30	30	30	30
過不足（b-a）	20	19	19	18	18
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み（a）	10	11	12	13	13
確保の内容（b）	24	24	24	24	24
過不足（b-a）	14	13	12	11	11
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み（a）	2	3	3	4	4
確保の内容（b）	5	5	5	5	5
過不足（b-a）	3	2	2	1	1
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	1	1	1	1	1
過不足（b-a）	1	1	1	1	1
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み（a）	5	5	6	7	8
確保の内容（b）	12	12	12	12	12
過不足（b-a）	7	7	6	5	4
⑫提供区域（中条）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	3	3	3	3	3
過不足（b-a）	3	3	3	3	3

(4) 3号認定(1・2歳)

【量の見込みの考え方】

共働き家庭又は1年以内に共働きの意向がある家庭の1、2歳で認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出したものを基に、過去5年間の実績による補正を行い、より実態に合わせた算出をしています。

【確保方策の考え方】

12の提供区域のうち、確保の内容（利用定員）が量の見込みに達していない（達しないことが見込まれる）区域は、提供区域を超えた利用の状況等に注視しつつ、当該区分における利用定員の拡大を促すことなどにより、確保を図ります。

量の見込みを確保できる区域についても、利用希望者の動向を注視しつつ、年度途中の入所希望も含めた提供体制の確保を図ります。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み（a）	2,635	2,581	2,518	2,543	2,558
確保の内容（b）	2,638	2,638	2,638	2,638	2,638
過不足（b-a）	3	57	120	95	80
①提供区域（第一、第二、第四、芋井）					
量の見込み（a）	108	102	96	94	91
確保の内容（b）	102	102	102	102	102
過不足（b-a）	△ 6	0	6	8	11
②提供区域（第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽）					
量の見込み（a）	784	774	760	772	781
確保の内容（b）	770	770	770	770	770
過不足（b-a）	△ 14	△ 4	10	△ 2	△ 11
③提供区域（第五、芹田、安茂里、小田切、七二会）					
量の見込み（a）	345	341	335	341	346
確保の内容（b）	347	347	347	347	347
過不足（b-a）	2	6	12	6	1
④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）					
量の見込み（a）	283	271	258	255	252
確保の内容（b）	273	273	273	273	273
過不足（b-a）	△ 10	2	15	18	21
⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）					
量の見込み（a）	826	811	793	802	808
確保の内容（b）	754	754	754	754	754
過不足（b-a）	△ 72	△ 57	△ 39	△ 48	△ 54

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑥提供区域（松代）					
量の見込み（a）	82	79	76	76	75
確保の内容（b）	118	118	118	118	118
過不足（b-a）	36	39	42	42	43
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み（a）	74	71	69	69	68
確保の内容（b）	134	134	134	134	134
過不足（b-a）	60	63	65	65	66
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み（a）	98	99	100	104	108
確保の内容（b）	78	78	78	78	78
過不足（b-a）	△ 20	△ 21	△ 22	△ 26	△ 30
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み（a）	9	7	6	5	4
確保の内容（b）	11	11	11	11	11
過不足（b-a）	2	4	5	6	7
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み（a）	6	6	6	6	6
確保の内容（b）	7	7	7	7	7
過不足（b-a）	1	1	1	1	1
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み（a）	15	15	14	14	14
確保の内容（b）	31	31	31	31	31
過不足（b-a）	16	16	17	17	17
⑫提供区域（中条）					
量の見込み（a）	5	5	5	5	5
確保の内容（b）	13	13	13	13	13
過不足（b-a）	8	8	8	8	8

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【量の見込みの考え方】

[基本型]

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行うことを踏まえて設定しています。

[母子保健型]

保健センター等において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの相談に応じ、情報提供を行うことを踏まえて設定しています。

【確保方策の考え方】

[基本型]

こども広場（「じゃん・けん・ぽん」と「このゆびとまれ」）に利用者支援専門員「子育てコンシェルジュ」を配置し、利用者支援事業の整備を推進することにより量の見込みの確保を図ります。

[母子保健型]

保健センター等に専門の保健師「母子保健コーディネーター」を配置し、「妊娠・出産包括支援事業（ながの版ネウボラ）」を推進することにより量の見込みの確保を図ります。

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①基本型					
量の見込み（a）	2	2	2	2	2
確保の内容（b）	2	2	2	2	2
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
②母子保健型					
量の見込み（a）	7	7	7	7	7
確保の内容（b）	7	7	7	7	7
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業

【量の見込みの考え方】

共働き家庭又は1年以内に共働きの意向がある家庭の0～5歳で、認可保育所等を18時以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

公立保育所等指定園（6園）及び私立保育所等において、引き続き延長保育（標準時間認定）に取り組むことにより教育・保育提供区域ごとに量の見込みの確保を図ります。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み（a）	2,318	2,300	2,238	2,172	2,104
確保の内容（b）	2,318	2,300	2,238	2,172	2,104
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
①提供区域（第一、第二、第四、芋井）					
量の見込み（a）	118	118	115	110	107
確保の内容（b）	118	118	115	110	107
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
②提供区域（第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽）					
量の見込み（a）	621	616	599	582	564
確保の内容（b）	621	616	599	582	564
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
③提供区域（第五、芹田、安茂里、小田切、七二会）					
量の見込み（a）	296	293	285	277	269
確保の内容（b）	296	293	285	277	269
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）					
量の見込み（a）	282	280	273	265	257
確保の内容（b）	282	280	273	265	257
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）					
量の見込み（a）	737	731	711	690	669
確保の内容（b）	737	731	711	690	669
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑥提供区域（松代）					
量の見込み（a）	87	86	84	81	78
確保の内容（b）	87	86	84	81	78
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み（a）	95	95	92	89	87
確保の内容（b）	95	95	92	89	87
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み（a）	77	76	74	73	69
確保の内容（b）	77	76	74	73	69
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み（a）	5	5	5	5	4
確保の内容（b）	5	5	5	5	4
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	0	0	0	0	0
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	0	0	0	0	0
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑫提供区域（中条）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	0	0	0	0	0
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

(3) 放課後子ども総合プラン

【量の見込みの考え方】

小学校区ごとに、①5～8歳児の保護者のうち小学校の放課後の時間を「放課後子ども総合プラン施設」で過ごさせたいと回答した人の割合（利用意向率）と、②放課後子ども総合プラン登録率※¹の平均値に、③今後見込まれる放課後子ども総合プラン登録者の増加率を加算※²し、④小学生の推計児童数を乗じて「量の見込み」を算出しています。

※1 平成30年度と令和元年度の平均値

※2 放課後子ども総合プランの登録率及び母親の就業率の5年前との比較を踏まえて、毎年2%を加算

$$\text{量の見込み} = \left(\frac{\text{①+②}}{2} + \text{③} \right) \times \text{④}$$

【確保方策の考え方】

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、教育委員会・小学校と連携・協力して特別教室や多目的棟を活用し、量の見込みの確保を図ります。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全 域	量の見込み (a)	8,921	8,954	8,998	8,950	8,910
	(留守家庭児童)	8,489	8,524	8,560	8,514	8,481
	(希望児童)	432	430	438	436	429
	確保の内容 (b)	12,716	12,835	12,872	12,872	12,872
	過不足 (b-a)	3,795	3,881	3,874	3,922	3,962

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
城 山	量の見込み (a)	193	195	193	185	188
	(留守家庭児童)	181	183	181	174	176
	(希望児童)	12	12	12	11	12
	確保の内容 (b)	233	233	233	233	233
	過不足 (b-a)	40	38	40	48	45
鍋 屋 田	量の見込み (a)	95	106	113	126	117
	(留守家庭児童)	83	93	99	110	103
	(希望児童)	12	13	14	16	14
	確保の内容 (b)	165	165	165	165	165
	過不足 (b-a)	70	59	52	39	48
加 茂	量の見込み (a)	148	153	156	155	148
	(留守家庭児童)	144	149	152	151	144
	(希望児童)	4	4	4	4	4
	確保の内容 (b)	155	155	192	192	192
	過不足 (b-a)	7	2	36	37	44
山 王	量の見込み (a)	96	93	93	93	88
	(留守家庭児童)	96	93	93	93	88
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容 (b)	205	205	205	205	205
	過不足 (b-a)	109	112	112	112	117
芹 田	量の見込み (a)	307	306	325	329	341
	(留守家庭児童)	292	292	309	313	324
	(希望児童)	15	14	16	16	17
	確保の内容 (b)	527	527	527	527	527
	過不足 (b-a)	220	221	202	198	186

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
古牧	量の見込み（a）	260	281	295	309	326
	(留守家庭児童)	260	281	295	309	326
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容（b）	347	347	347	347	347
	過不足（b-a）	87	66	52	38	21
三輪	量の見込み（a）	241	257	252	243	244
	(留守家庭児童)	238	254	249	240	241
	(希望児童)	3	3	3	3	3
	確保の内容（b）	349	349	349	349	349
	過不足（b-a）	108	92	97	106	105
緑ヶ丘	量の見込み（a）	231	232	243	236	237
	(留守家庭児童)	231	232	242	236	237
	(希望児童)	0	0	1	0	0
	確保の内容（b）	294	294	294	294	294
	過不足（b-a）	63	62	51	58	57
吉田	量の見込み（a）	370	368	363	352	362
	(留守家庭児童)	345	342	338	328	338
	(希望児童)	25	26	25	24	24
	確保の内容（b）	397	397	397	397	397
	過不足（b-a）	27	29	34	45	35
裾花	量の見込み（a）	249	246	249	250	263
	(留守家庭児童)	241	238	241	242	255
	(希望児童)	8	8	8	8	8
	確保の内容（b）	327	327	327	327	327
	過不足（b-a）	78	81	78	77	64
城東	量の見込み（a）	129	139	144	144	140
	(留守家庭児童)	122	132	136	136	132
	(希望児童)	7	7	8	8	8
	確保の内容（b）	206	206	206	206	206
	過不足（b-a）	77	67	62	62	66
湯谷	量の見込み（a）	202	200	209	214	220
	(留守家庭児童)	184	183	190	195	201
	(希望児童)	18	17	19	19	19
	確保の内容（b）	301	301	301	301	301
	過不足（b-a）	99	101	92	87	81
南部	量の見込み（a）	296	290	284	286	298
	(留守家庭児童)	275	270	264	266	277
	(希望児童)	21	20	20	20	21
	確保の内容（b）	302	302	302	302	302
	過不足（b-a）	6	12	18	16	4

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大豆島	量の見込み（a）	397	399	417	421	435
	(留守家庭児童)	374	376	394	397	410
	(希望児童)	23	23	23	24	25
	確保の内容（b）	509	509	509	509	509
	過不足（b-a）	112	110	92	88	74
朝陽	量の見込み（a）	240	241	251	266	269
	(留守家庭児童)	230	231	240	255	258
	(希望児童)	10	10	11	11	11
	確保の内容（b）	282	401	401	401	401
	過不足（b-a）	42	160	150	135	132
柳原	量の見込み（a）	237	231	225	215	211
	(留守家庭児童)	237	231	225	215	211
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容（b）	240	240	240	240	240
	過不足（b-a）	3	9	15	25	29
長沼	量の見込み（a）	55	49	52	49	50
	(留守家庭児童)	53	47	50	47	48
	(希望児童)	2	2	2	2	2
	確保の内容（b）	109	109	109	109	109
	過不足（b-a）	54	60	57	60	59
古里	量の見込み（a）	315	322	324	340	347
	(留守家庭児童)	281	288	290	304	310
	(希望児童)	34	34	34	36	37
	確保の内容（b）	363	363	363	363	363
	過不足（b-a）	48	41	39	23	16
若槻	量の見込み（a）	208	203	208	197	191
	(留守家庭児童)	208	203	208	197	191
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容（b）	228	228	228	228	228
	過不足（b-a）	20	25	20	31	37
徳間	量の見込み（a）	293	290	294	297	307
	(留守家庭児童)	282	279	283	286	296
	(希望児童)	11	11	11	11	11
	確保の内容（b）	341	341	341	341	341
	過不足（b-a）	48	51	47	44	34
浅川	量の見込み（a）	120	111	102	94	91
	(留守家庭児童)	117	108	99	91	88
	(希望児童)	3	3	3	3	3
	確保の内容（b）	261	261	261	261	261
	過不足（b-a）	141	150	159	167	170

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
芋井	量の見込み（a）	20	20	18	21	18
	(留守家庭児童)	15	16	14	17	14
	(希望児童)	5	4	4	4	4
	確保の内容（b）	106	106	106	106	106
	過不足（b-a）	86	86	88	85	88
安茂里	量の見込み（a）	141	148	150	139	148
	(留守家庭児童)	133	139	141	131	139
	(希望児童)	8	9	9	8	9
	確保の内容（b）	252	252	252	252	252
	過不足（b-a）	111	104	102	113	104
松ヶ丘	量の見込み（a）	124	123	120	118	112
	(留守家庭児童)	117	116	113	112	106
	(希望児童)	7	7	7	6	6
	確保の内容（b）	284	284	284	284	284
	過不足（b-a）	160	161	164	166	172
通明	量の見込み（a）	378	385	400	397	400
	(留守家庭児童)	350	356	370	367	370
	(希望児童)	28	29	30	30	30
	確保の内容（b）	435	435	435	435	435
	過不足（b-a）	57	50	35	38	35
篠ノ井東	量の見込み（a）	268	273	271	266	247
	(留守家庭児童)	260	265	263	258	240
	(希望児童)	8	8	8	8	7
	確保の内容（b）	282	282	282	282	282
	過不足（b-a）	14	9	11	16	35
篠ノ井西	量の見込み（a）	354	350	341	332	314
	(留守家庭児童)	347	344	335	326	308
	(希望児童)	7	6	6	6	6
	確保の内容（b）	371	371	371	371	371
	過不足（b-a）	17	21	30	39	57
共和	量の見込み（a）	201	209	200	205	220
	(留守家庭児童)	181	188	181	185	198
	(希望児童)	20	21	19	20	22
	確保の内容（b）	280	280	280	280	280
	過不足（b-a）	79	71	80	75	60
信里	量の見込み（a）	34	33	35	33	28
	(留守家庭児童)	13	12	12	11	9
	(希望児童)	21	21	23	22	19
	確保の内容（b）	103	103	103	103	103
	過不足（b-a）	69	70	68	70	75

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
塩崎	量の見込み（a）	116	115	110	109	111
	(留守家庭児童)	116	115	110	109	111
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容（b）	164	164	164	164	164
	過不足（b-a）	48	49	54	55	53
松代	量の見込み（a）	130	126	133	127	119
	(留守家庭児童)	127	123	130	124	117
	(希望児童)	3	3	3	3	2
	確保の内容（b）	228	228	228	228	228
	過不足（b-a）	98	102	95	101	109
清野	量の見込み（a）	37	35	31	29	27
	(留守家庭児童)	37	35	31	29	27
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容（b）	45	45	45	45	45
	過不足（b-a）	8	10	14	16	18
西条	量の見込み（a）	50	55	60	60	61
	(留守家庭児童)	45	49	53	53	55
	(希望児童)	5	6	7	7	6
	確保の内容（b）	112	112	112	112	112
	過不足（b-a）	62	57	52	52	51
豊栄	量の見込み（a）	45	40	40	34	32
	(留守家庭児童)	43	38	38	33	31
	(希望児童)	2	2	2	1	1
	確保の内容（b）	97	97	97	97	97
	過不足（b-a）	52	57	57	63	65
東条	量の見込み（a）	95	90	92	85	76
	(留守家庭児童)	94	89	91	84	75
	(希望児童)	1	1	1	1	1
	確保の内容（b）	223	223	223	223	223
	過不足（b-a）	128	133	131	138	147
寺尾	量の見込み（a）	69	68	70	65	60
	(留守家庭児童)	67	65	67	62	57
	(希望児童)	2	3	3	3	3
	確保の内容（b）	101	101	101	101	101
	過不足（b-a）	32	33	31	36	41
綿内	量の見込み（a）	170	171	167	161	157
	(留守家庭児童)	169	170	166	160	156
	(希望児童)	1	1	1	1	1
	確保の内容（b）	199	199	199	199	199
	過不足（b-a）	29	28	32	38	42

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
川田	量の見込み（a）	68	68	63	63	58
	(留守家庭児童)	67	67	62	62	57
	(希望児童)	1	1	1	1	1
	確保の内容（b）	70	70	70	70	70
	過不足（b-a）	2	2	7	7	12
保科	量の見込み（a）	47	43	38	38	32
	(留守家庭児童)	47	43	38	38	32
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容（b）	93	93	93	93	93
	過不足（b-a）	46	50	55	55	61
昭和	量の見込み（a）	290	290	288	298	301
	(留守家庭児童)	281	281	279	289	292
	(希望児童)	9	9	9	9	9
	確保の内容（b）	311	311	311	311	311
	過不足（b-a）	21	21	23	13	10
川中島	量の見込み（a）	248	227	202	183	163
	(留守家庭児童)	226	206	183	165	148
	(希望児童)	22	21	19	18	15
	確保の内容（b）	333	333	333	333	333
	過不足（b-a）	85	106	131	150	170
青木島	量の見込み（a）	259	268	269	273	251
	(留守家庭児童)	259	268	269	273	251
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容（b）	308	308	308	308	308
	過不足（b-a）	49	40	39	35	57
下氷鉋	量の見込み（a）	238	240	249	254	240
	(留守家庭児童)	228	230	239	244	230
	(希望児童)	10	10	10	10	10
	確保の内容（b）	350	350	350	350	350
	過不足（b-a）	112	110	101	96	110
三本柳	量の見込み（a）	347	356	374	384	403
	(留守家庭児童)	334	343	360	370	388
	(希望児童)	13	13	14	14	15
	確保の内容（b）	667	667	667	667	667
	過不足（b-a）	320	311	293	283	264
真島	量の見込み（a）	65	66	68	64	58
	(留守家庭児童)	47	48	49	45	41
	(希望児童)	18	18	19	19	17
	確保の内容（b）	162	162	162	162	162
	過不足（b-a）	97	96	94	98	104

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
七三会	量の見込み（a）	25	24	28	28	31
	(留守家庭児童)	21	20	23	22	25
	(希望児童)	4	4	5	6	6
	確保の内容（b）	64	64	64	64	64
	過不足（b-a）	39	40	36	36	33
信更	量の見込み（a）	27	28	23	19	18
	(留守家庭児童)	24	25	20	17	16
	(希望児童)	3	3	3	2	2
	確保の内容（b）	125	125	125	125	125
	過不足（b-a）	98	97	102	106	107
豊野西	量の見込み（a）	158	166	153	150	149
	(留守家庭児童)	151	159	147	144	143
	(希望児童)	7	7	6	6	6
	確保の内容（b）	218	218	218	218	218
	過不足（b-a）	60	52	65	68	69
豊野東	量の見込み（a）	97	97	95	96	101
	(留守家庭児童)	97	97	95	96	101
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容（b）	168	168	168	168	168
	過不足（b-a）	71	71	73	72	67
戸隠	量の見込み（a）	32	33	30	28	27
	(留守家庭児童)	25	26	24	22	21
	(希望児童)	7	7	6	6	6
	確保の内容（b）	44	44	44	44	44
	過不足（b-a）	12	11	14	16	17
鬼無里	量の見込み（a）	21	22	17	21	14
	(留守家庭児童)	21	22	17	21	14
	(希望児童)	0	0	0	0	0
	確保の内容（b）	210	210	210	210	210
	過不足（b-a）	189	188	193	189	196
大岡	量の見込み（a）	13	8	5	6	4
	(留守家庭児童)	9	6	4	4	3
	(希望児童)	4	2	1	2	1
	確保の内容（b）	26	26	26	26	26
	過不足（b-a）	13	18	21	20	22
信州新町	量の見込み（a）	46	38	36	39	36
	(留守家庭児童)	40	33	31	34	32
	(希望児童)	6	5	5	5	4
	確保の内容（b）	84	84	84	84	84
	過不足（b-a）	38	46	48	45	48

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中 条	量の見込み (a)	26	27	30	24	21
	(留守家庭児童)	24	25	27	22	20
	(希望児童)	2	2	3	2	1
	確保の内容 (b)	60	60	60	60	60
	過不足 (b-a)	34	33	30	36	39

(4) ショートステイ・トワイライトステイ

【量の見込みの考え方】

全ての家庭類型の0～5歳で泊りがけで子どもを預けなければならなかった経験があり、「ショートステイ」を利用したことがある人、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ことがある人の割合を推計児童数に乘じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

現在、6か所の施設で実施しており、引き続き取り組むことで量の見込みの確保を図るとともに、今後も各種広報等による周知に努め、利用促進を図ります。

(単位：人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み (a)	0	0	0	0	0
確保の内容 (b)	366	365	365	365	366
過不足 (b-a)	366	365	365	365	366

(5) はじまして赤ちゃん事業

【量の見込みの考え方】

長野市将来人口推計に基づく出生数を、訪問対象家庭数として算出しています。

【確保方策の考え方】

保健所、保健センター等の保健師のほか、訪問事業を委託することにより、量の見込みに対する訪問・支援体制の確保を図ります。

(単位：件/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み	2,703	2,652	2,601	2,543	2,483
確保の内容	保健所・保健センター保健師による訪問 訪問委託保健師・助産師による訪問				

(6) 養育支援訪問事業

【量の見込みの考え方】

令和2年度以降の「はじめまして赤ちゃん事業」の訪問対象家庭見込み数に、平成27年度から平成30年度までの訪問率に対する平均値（13.2%）を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

保健師等による養育に関する相談、指導及び助言並びにヘルパーによる乳幼児の保育、家事支援等を行い、全ての要支援者への支援体制を確保します。

（単位：件/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み（a）	356	350	343	335	327
確保の内容（b）	356	350	343	335	327
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

(7) こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場

【量の見込みの考え方】

保育所等に通わない0～2歳（1・2・3号認定以外の子ども）で「地域子育て支援拠点事業」を利用している又は今後利用したいと回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出された値に利用したい平均日数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

利用時間帯の利便性の向上を図るとともに、市民への周知徹底を図ることにより、量の見込みの確保を図ります。

（単位：人回/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み（a）	194,409	186,711	178,878	175,277	171,473
確保の内容（b）	194,409	186,711	178,878	175,277	171,473
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園等に在園する園児

【量の見込みの考え方】

1号認定による不定期利用数と2号認定による定期利用数を合算して算出しています。

○ 1号認定による不定期利用

ア：1号認定に該当する人で「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に
推計児童数を乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出した値

イ：現在「幼稚園」を利用している人で一時預かりや保育所の預かり保育を利用して
いる人の割合に推計児童数を乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算
出した値

○ 2号認定による定期利用

2号認定に該当する人で幼稚園の利用を強く希望する人の割合に推計児童数を乗じ
て算出した値に想定される就労日数（利用日数）を乗じて算出した値

【確保方策の考え方】

預かり保育を実施するとともに、新制度に移行する幼稚園（認定こども園を含む。）につ
いては、市から「一時預かり事業」を委託することにより、量の見込みの確保を図ります。

（単位：人日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み（a）	146,072	149,689	147,036	141,042	135,851
確保の内容（b）	146,072	149,689	147,036	141,042	135,851
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
A 提供区域（第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、 若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、七二会、豊野、戸隠、鬼無里、中条）					
量の見込み（a）	97,603	99,812	97,864	94,000	90,700
確保の内容（b）	97,603	99,812	97,864	94,000	90,700
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
B 提供区域（篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、信更、大岡、信州新町）					
量の見込み（a）	48,469	49,877	49,172	47,042	45,151
確保の内容（b）	48,469	49,877	49,172	47,042	45,151
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

② 一般型・余裕活用型・訪問型

【量の見込みの考え方】

保育所等を利用していない0～5歳（2・3号認定以外の子ども）で「不定期の預かり」を利用したいと回答した人のうち、子どもを「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」人を除いた人の割合を推計児童数に乗じた値に利用したい平均日数を乗じて算出した値から1号認定による不定期利用分及び「ベビーシッター」、「その他」分を除いて算出しています。

【確保方策の考え方】

これまでの実績を踏まえるとともに、利用が集中する時期にも対応できるように保育士確保に努め、量の見込みの確保を図ります。

(単位：人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み（a）	16,464	16,304	15,884	15,449	14,914
確保の内容（b）	16,464	16,304	15,884	15,449	14,914
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
①提供区域（第一、第二、第四、芋井）					
量の見込み（a）	1,082	1,058	1,036	1,015	969
確保の内容（b）	1,082	1,058	1,036	1,015	969
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
②提供区域（第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽）					
量の見込み（a）	6,032	5,989	5,810	5,656	5,478
確保の内容（b）	6,032	5,989	5,810	5,656	5,478
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
③提供区域（第五、芹田、安茂里、小田切、七二会）					
量の見込み（a）	1,923	1,876	1,833	1,790	1,723
確保の内容（b）	1,923	1,876	1,833	1,790	1,723
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）					
量の見込み（a）	2,176	2,176	2,111	2,047	1,982
確保の内容（b）	2,176	2,176	2,111	2,047	1,982
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）					
量の見込み（a）	4,453	4,407	4,296	4,164	4,029
確保の内容（b）	4,453	4,407	4,296	4,164	4,029
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑥提供区域（松代）					
量の見込み（a）	259	259	259	259	237
確保の内容（b）	259	259	259	259	237
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み（a）	280	280	280	259	259
確保の内容（b）	280	280	280	259	259
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み（a）	151	151	151	151	129
確保の内容（b）	151	151	151	151	129
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み（a）	108	108	108	108	108
確保の内容（b）	108	108	108	108	108
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	0	0	0	0	0
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	0	0	0	0	0
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑫提供区域（中条）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	0	0	0	0	0
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

(9) 病児・病後児保育事業

【量の見込みの考え方】

共働き家庭又は1年以内に共働きの意向がある家庭で、日常的又は緊急時に子どもをみてもらえる親族がいない家庭の「0～5歳」であり、かつ、「子どもが病気やケガで幼稚園・保育所等が利用できなかった」ことがあり、「病児・病後児保育を利用した」もしくは「病児・病後児保育の利用を検討した（利用したいと思った）が利用しなかった」と回答した人の割合を推計児童数に乘じた値を利用した（利用したい）平均日数に乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

現在2か所の病院施設内で事業を実施しており、更に施設を拡充することで量の見込みの確保を図るとともに、今後も各種広報等による周知に努め、利用促進を図ります。

（単位：人日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み（a）	1,963	1,947	1,896	1,840	1,783
確保の内容（b）	2,190	2,181	2,190	2,190	2,187
過不足（b-a）	227	234	294	350	404

(10) ファミリー・サポート・センター

【量の見込みの考え方】

共働き又は1年以内に共働きの意向がある家庭の5歳で、小学校就学後、放課後の時間に「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人の割合を推計児童数（小学生）に乘じた値に利用したい平均日数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

各種広報による周知を行い提供会員数及び両会員数の拡充を図ることにより、量の見込みの確保を図ります。

（単位：人日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み（a）	9,628	9,284	9,292	9,432	9,650
確保の内容（b）	9,628	9,284	9,292	9,432	9,650
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

【量の見込みの考え方】

受診票の交付人数実績に長野市将来人口推計に基づく出生数の減少率を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

長野県医師会との委託契約により実施します。

また、県外の医療機関については、償還払いにより実施することにより、量の見込みに対する受診体制の確保を図ります。

(単位：人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域					
量の見込み	2,854	2,800	2,746	2,685	2,622
確保の内容	県内全ての医療機関で実施 県外の医療機関については申請により償還払いを実施				

第4部

資料編

- 1 指標・目標値一覧**
- 2 計画策定の経緯等**
- 3 用語解説**
- 4 関係法令及び条例等**

1 指標・目標値一覧

(1) 成果指標

指標1 子育てが「楽しい」と感じる保護者の割合				
対象	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)	目標値設定の考え方	
就学前児童の保護者	90.1%	91.0%以上	現状値以上を目指す	
小学生児童の保護者	85.9%	86.0%以上		
指標2 子育てに「とても不安や負担」を感じる保護者の割合				
対象	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)	目標値設定の考え方	
就学前児童の保護者	5.1%	5.0%以下	現状値以下を目指す	
小学生児童の保護者	5.1%	5.0%以下		
指標3 合計特殊出生率				
現状値 (平成29年)	目標値 (令和4年)	目標値設定の考え方		
1.56	1.65以上	第五次長野市総合計画前期基本計画の目標値（令和3年1.65）を踏まえて設定		

(2) 個別事業

事業No.	事業名	指標	基準年度	基準値	令和6年度目標値	目標値設定の考え方
基本目標Ⅰ 結婚の良さや子育ての楽しさを実感できる支援をする						
基本施策① 結婚の支援						
個別施策1 結婚・子育てを含む若者のライフデザインの形成支援						
0101	ライフデザイン講座等の開催	「ライフデザインを考えるきっかけになつた」人の割合	H30	80%	90%	ライフデザイン事業の取組を開始した平成29年度の実績を基に設定
0102	社会人ライフデザインセミナーの開催					
基本施策② 妊娠・出産期の支援						
個別施策2 妊娠・出産期の支援と相談体制の充実						
0204	はじめまして赤ちゃん事業	訪問率	H30	94.2%	100%	全数把握を目指す
基本目標Ⅱ 子どもが健やかに育つよう子育ち・子育てを支援する						
基本施策③ 幼児期の教育・保育環境の整備						
個別施策3 幼児期の教育・保育環境の整備						
0301	1号認定・2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	提供体制充足区域数	H30	2区域	2区域（全区域）	全区域で利用定員を確保する。

事業No.	事業名	指標	基準年度	基準値	令和6年度目標値	目標値設定の考え方	
0302	2号認定(保育利用)	提供体制充足区域数	H30	11区域	12区域 (全区域)	全区域で利用定員を確保する。	
0303	3号認定(0歳)	提供体制充足区域数	H30	12区域	12区域 (全区域)		
0304	3号認定(1・2歳)	提供体制充足区域数	H30	9区域	12区域 (全区域)		
個別施策4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保							
個別施策5 認定こども園の整備促進							
基本施策④ 幼児期の教育・保育の質の確保と向上							
個別施策6 発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進							
0601	幼保小連携会議	接続期カリキュラム実施小学校数	H30	54校 (全校)	54校 (全校)	市立の全54小学校での実施を維持する	
		接続期カリキュラム実施幼稚園、保育所数	H30	106園 (全園)	106園 (全園)	引き続きアプローチカリキュラムを作成する	
0602	こども広場運営	こども広場の数	H30	2施設	2施設	3歳未満児の減少、入園児数の増加を考慮し基準値を維持する	
0603	地域子育て支援センター運営	地域子育て支援センター実施箇所数	H30	16箇所	18箇所	2箇所増設する	
0604	おひさま広場運営	おひさま広場実施園数	H30	91園	92園 (全園)	全園で実施する	
個別施策7 職員配置の充実							
0702	子育て支援員の育成・確保	子育て支援員現認研修・スキルアップ研修開催回数	H30	年2回	年2回	子育て支援員の認定数増加を考慮し、基準値を維持する	
個別施策8 職員の職務能力向上に向けた取組の推進							
0801	職員研修の促進	職員研修会開催回数	H30	64回	64回	基準値の開催回数を維持する	
0802	園の自己評価の促進	教育・保育施設の自己評価実施園数	H30	公立29園(全園) 私立園8園	公立29園(全園) 私立園20園	公立園：全園での実施を維持 私立園：自己評価実施を促す	
個別施策9 外国につながる幼児への支援							
個別施策10 幼児教育アドバイザーの育成・配置							

事業No.	事業名	指標	基準年度	基準値	令和6年度目標値	目標値設定の考え方
基本施策⑤ 障害児支援の充実						
個別施策 11 障害等の早期発見と相談支援・療育体制の充実						
1101	発達支援あんしんネットワーク事業	事例検討数	H30	442 件	465 件	継続を基本とし年1%増を見込む
		発達が気になる子への園訪問による相談延べ人数	H30	1,003 人	1,150 人	5年で15%の増を見込む
1102	障害者相談支援センターの設置	相談者数（児童分）	H30	3,162 人	3,200 人	平成30年度までの相談者数はほぼ横ばいであるため基準値と同じ目標値を見込む
1103	障害児相談支援・計画相談支援	サービス等利用計画の作成率	H30	100%	100%	平成30年度までの作成率と同率とする
個別施策 12 教育・保育・障害福祉施設等での受入体制の強化						
1201	障害児保育事業	障害児保育に関する研修受講園数	H30	63 園	106 園 (全園)	公私立保育所、認定こども園、幼稚園全園の受講を目指す
1202	教育・保育施設の施設訪問（にこにこ園訪問）	発達が気になる子への園訪問による相談延べ人数	H30	1,003 人	1,150 人	5年で15%の増を見込む
1203	障害児通所支援	児童発達支援利用者数（月平均）	H30	165 人	259 人	平成30年度までの利用者数が伸びているため利用者数増を見込む
		医療型児童発達支援利用者数（月平均）	H30	13 人	13 人	平成30年度までの利用者数はほぼ横ばいであるため基準値と同じ目標値を見込む。
		放課後等デイサービス利用者数（月平均）	H30	570 人	806 人	平成30年度までの利用者数が伸びているため利用者数増を見込む。
		保育所等訪問支援利用者数（月平均）	H30	37 人	52 人	平成30年度までの利用者数が伸びているため利用者数増を見込む。
1204	障害児自立サポート事業	利用者数	H30	693 人	980 人	平成30年度までの利用者数が伸びているため利用者数増を見込む。

事業No.	事業名	指標	基準年度	基準値	令和6年度目標値	目標値設定の考え方
1205	心身障害児交流保育事業	実施園数	H30	3園	5園	児童発達支援事業所へ働きかけを行い、実施園を2園増やす
1206	障害児親子交流体験	実施園数	H30	29園 (公立全園)	29園 (公立全園)	基準値の水準を維持する

個別施策 13 特別支援教育の充実

個別施策 14 障害等に対する理解促進

1401	障害理解の学習会の開催	学習会開催回数	H30	1回	1回	年1回の開催を継続する
1403	障害者週間事業	参加人数	H30	250人	350人	より多くの市民に啓発を行う必要があるため参加人数の増加を目指す

基本目標Ⅲ 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する

基本施策⑥ 乳幼児期から学齢期までの子育て支援の充実

個別施策 15 乳幼児期の母子保健と相談体制の充実						
1502	こども相談室	保護者、園等からの相談件数	H30	407件	430件	継続を基本とし年1%増を見込む
1504	乳幼児健康診査 ・4か月児健康診査 ・9～10か月児健康診査 ・乳児一般健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査	4か月児健康診査受診率(集団)	H30	97.7%	98%	未受診者への周知・勧奨により受診率の向上を目指す
		9～10か月児健康診査受診率(個別)	H30	87.8%	88%	
		乳児一般健康診査受診率(個別)	H30	76.4%	77%	
		1歳6か月児健康診査受診率(集団)	H30	95.5%	96%	
		3歳児健康診査受診率(集団)	H30	95.4%	96%	
1505	乳幼児健康教室等 ・健康教室 ・2歳児フッ化物塗布事業 ・離乳食教室 ・幼児食教室	乳幼児健康教室参加率(7～8か月・2歳児健康教室の参加率の平均値)	H30	80.4%	81%	出生数減を考慮し基準値と同程度を見込む
		2歳児フッ化物塗布事業参加者数	H30	682人	700人	
		離乳食教室参加者数	H30	2,357人	2,400人	
		幼児食教室参加者数	—	—	500人	新規事業のため見込み数

事業No.	事業名	指標	基準年度	基準値	令和6年度目標値	目標値設定の考え方
個別施策 16 地域子ども・子育て支援事業の充実						
1601	利用者支援事業	利用施設数【基本型】	R元	2施設	2施設	基準値の施設数を維持する
		利用施設数【母子保健型】	R元	7施設	7施設	
1602	放課後子ども総合プラン	希望児童の受け入れ未実施校区数	R元	17校区	0校区	全校区での受け入れを実施する
		アドバイザー活動の実施回数	H30	4,933回	5,550回	各年度2%の増加を目指す
		事業に従事する認定放課後児童支援員の数	R元	274人	430人	支援の単位ごとに認定放課後児童支援員を2名配置する
1603	ショートステイ・トワイライトステイ	ショートステイ・トワイライトステイ利用日数	H30	162日	366日	年間を通じた支援を実施する
1604	養育支援訪問事業	要支援家庭に対する支援実施率	H30	100%	100%	本事業による支援が必要な全ての家庭に支援を実施する
個別施策 17 経済的支援の充実						
1703	福祉医療費給付事業	対象児童年齢	R元	中学生以下	中学生以下	中学校以下までを維持する
基本施策⑦ 社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援の充実						
個別施策 18 ひとり親家庭の自立支援の推進						
1801	母子・父子自立支援員の配置	相談の解決率	H30	75.2%	79.0%	5%向上(年1%向上)
1802	ひとり親家庭相談・交流事業	参加者数	R元	81人	104人	相談会は対応できる上限を、交流会は毎年一定数の増加を見込む
1804	高等職業訓練促進費給付金事業	新規修学開始者数	H30	8人	12人	1.5倍(年1割向上)
1805	トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付事業	雇用者数	H30	16人	16人	直近3年間の平均値
1808	ひとり親家庭児童への通学費の支援	援護金受給者数	H30	171人	166人	制度改正(H30)以降の実績、見込みの平均値
個別施策 19 子どもの貧困対策の推進						
1901	ひとり親家庭子ども生活・学習支援事業	受講者数	H30	124人	186人	1.5倍(年1割向上)

事業No.	事業名	指標	基準年度	基準値	令和6年度目標値	目標値設定の考え方
基本施策⑧ 児童虐待防止対策の充実						
個別施策 20 関係機関との連携及び相談体制の強化						
2001	長野市要保護児童対策協議会運営	実務担当者会議開催回数	H30	9回	36回	保健センターごとに年4回ずつ開催する
2002	児童虐待に対する専門性の向上	児童委員・保育所・学校等への研修開催回数	H30	13回	20回	毎年1回程度の増加を見込む
個別施策 21 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応						
2101	産後ケア事業	利用者数	H30	110人	110人	育児不安等の軽減を図るため基準値の水準を維持する
2102	親子関係スキルアップ事業	受講人数	R元	45人	75人	会場数を増やして実施する
個別施策 22 地域や社会的養護施策との連携						
2201	地域や市民への働きかけ	出前講座開催回数	H30	8回	12回	毎月1回の開催を見込む
2202	里親委託事業	長野市里親会の会員数(里親)	H30	38世帯	41世帯	現状値からの増加を見込む
基本目標IV 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する						
基本施策⑨ 地域における子育て支援の推進						
個別施策 23 子育て支援ネットワークづくり						
2301	こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場	実施箇所数・こども広場	H30	2箇所	2箇所	3歳未満児の減少、入園児数の増加を考慮し基準値を維持する
		実施箇所数・地域子育て支援センター	H30	16箇所	18箇所	子育て支援センターを2箇所増設する
2302	保育所地域活動事業	実施園数	H30	公立29園(全園) 私立園58園	公立29園(全園) 私立園58園	公立保育所全園 私立、公民、認可
2304	子育てサークル維持のための周知支援	子育てサークルの構成員数	H30	1,181人	1,200人	子育てサークル維持のために周知支援を行い、構成員の増加を目指す

事業No.	事業名	指標	基準年度	基準値	令和6年度目標値	目標値設定の考え方
個別施策 24 地域における子ども・子育て支援活動の活性化						
2401	ファミリー・サポート・センター	依頼会員数	H30	1,467人	1,500人	少子化を考慮し基準値を維持する
		提供会員数	H30	412人	420人	少子化を考慮し基準値を維持する
		両方会員数	H30	64人	70人	少子化を考慮し基準値を維持する
2402	地域活動団体に対する活動支援	地域福祉ワーカー設置地区数	R元	31地区	32地区	第三次長野市地域福祉計画の目標値（令和3年度）
2403	長野市子育てサークル活動支援	子育てサークル活動支援団体数	H30	13団体	13団体	基準値の支援団体数を維持する
2405	ながの子育て家庭優待パスポート事業	市内協賛店舗数	H30	1,004店舗	1,120店舗	毎年20件の増加を目指す
2406	乳幼児とふれあう機会の提供	受け入れ保育所数	H30	53園	53園	基準値の受け入れ保育数を維持する
個別施策 25 被災した子どもや保護者への支援						
基本施策⑩ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進						
個別施策 26 仕事と子育ての両立のための基盤整備						
2601	延長保育事業	実施園数	H30	61園	61園	保護者ニーズのため現状を維持する
2602	夜間保育事業	実施箇所数	H30	1園	1園	若葉保育園における夜間保育を継続する
2603	一時預かり事業	実施箇所数	H30	12園	13園	1箇所増設する
		延べ利用者数	H30	14,732人	16,000人	過去5年間の増加平均値
2604	病児・病後児保育事業	実施箇所数	R元	3箇所	4箇所	利用者の便を図るため、実施箇所数を増やす
個別施策 27 働き方の見直しの促進						
2701	経済団体等との連携による事業主への意識啓発	ワーク・ライフ・バランスセミナー参加者数	H30	306人	400人	より多くの事業主や市民に啓発を行うため参加者数の増加を目指す
2702	子育て雇用安定奨励金交付事業	交付事業所数	H30	1事業所	1事業所	直近年度の実績

事業 No.	事業名	指標	基準 年度	基準値	令和 6 年度 目標値	目標値設定 の考え方
2704	男女共同参画優良事業所表彰	優良事業者表彰の事業者数（累計）	H30	16 社	22 社	長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標値（令和 3 年度）

2 計画策定の経緯等

(1) 長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

■平成30年度

区分	氏名	所属機関・団体／役職名	備考
議員	寺沢 さゆり	長野市議会議員	平成30年9月30日まで
	布目 裕喜雄	長野市議会議員	平成30年10月1日から
学識経験者	塙田 まゆり	長野市教育委員	
	松井 誠彦	長野上水内校長会副会長	
	◎水口 崇	信州大学教育学部准教授	
	矢上 克己	清泉女学院短期大学教授	
社会福祉関係者	団体の代表者	○青木 一浩	長野市民生児童委員協議会児童母子（父子）福祉部会長
		黒柳 博仁	長野市幼稚園・認定こども園連盟会長
		鈴木 秀夫	長野市放課後子ども総合プラン館長・施設長会会長
		西澤 武十	一般財団法人長野県児童福祉施設連盟理事
		峰川 晓見	長野市私立保育協会会长
	保護者	君塙 愛美	長野市幼稚園・認定こども園連盟
		塩瀬 和泉	長野市私立保育協会
		常田 こずえ	公立保育園園長会
	公募	池田 敦美	
		柄澤 禮子	
		柳澤 恒子	

◎会長・○副会長

※区分別順不同、敬称略

■令和元年度

区分	氏名	所属機関・団体／役職名	備考
議員	布目 裕喜雄	長野市議会議員	令和元年9月30日まで
	寺沢 さゆり	長野市議会議員	令和元年10月1日から
学識経験者	熊谷 久仁彦	長野上水内校長会副会長	
	塚田 まゆり	長野市教育委員	
	◎水口 崇	信州大学教育学部准教授	
	矢上 克己	清泉女学院短期大学教授	
社会福祉関係者	団体の代表者	○青木 一浩	長野市民生児童委員協議会児童母子（父子）福祉部会長
		黒柳 博仁	長野市幼稚園・認定こども園連盟会長
		塚田 貞夫	長野市放課後子ども総合プラン館長・施設長会会長
		西澤 武十	一般財団法人長野県児童福祉施設連盟理事
		峰川 晓見	長野市私立保育協会会长
	保護者	北澤 久美子	長野市幼稚園・認定こども園連盟
		城子 恵理	公立保育園園長会
		永井 美保	長野市私立保育協会
	公募		
	池田 敦美		
	柄澤 禮子		
	柳澤 恒子		

◎会長・○副会長

※区分別順不同、敬称略

(2) 計画の策定経緯

月日	会議・協議事項等
<平成30年度>	
平成30年5月22日	平成30年度第1回長野市社会福祉審議会開催
平成30年5月22日	平成30年度第1回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催
平成30年5月24日	(国)市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望把握調査等について(通知)
平成30年8月10日	平成30年度第1回長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会開催 【議事】 ・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定及びニーズ調査について
平成30年8月24日	(国)第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方について(通知)
平成30年8月24日	第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について、長野市社会福祉審議会へ諮問(児童福祉専門分科会へ付託)
平成30年8月24日	平成30年度第2回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定及びニーズ調査について
平成30年9月20日 ～10月23日	「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」実施
平成30年11月22日	平成30年度第3回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査の集計結果について
平成31年1月29日	平成30年度第4回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画 教育・保育提供区域の設定について
平成31年2月12日	平成30年度第2回長野市社会福祉審議会開催 【議事】 ・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について
平成31年3月20日	平成30年度第2回長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会開催 【議事】 ・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・ニーズ調査集計結果報告書について ・ニーズ調査自由意見の整理について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出について
平成31年3月28日	平成30年度第5回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・ニーズ調査集計結果報告書について

月日	会議・協議事項等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査自由意見の整理について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出について
<平成31年度・令和元年度>	
平成31年4月23日	(国) 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)について(通知)
令和元年5月20日	<p>令和元年度第1回長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会開催 【議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野市子ども・子育て支援事業計画の平成30年度点検・評価について ・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査自由意見のまとめについて ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出結果(試算)について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策(考え方)について ・策定に向けたスケジュールについて
令和元年5月27日	令和元年度第1回長野市社会福祉審議会開催
令和元年5月27日	<p>令和元年度第1回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野市子ども・子育て支援事業計画の平成30年度点検・評価について ・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査自由意見のまとめについて ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出結果(試算)について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策(考え方)について ・策定に向けたスケジュールについて
令和元年7月11日	<p>令和元年度第2回長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会開催 【議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野市子ども・子育て支援事業計画の計画全体の評価及び個別事業の平成30年度点検・評価結果について ・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について ・計画の骨子案について ・計画の施策等への提案募集について
令和元年7月19日	<p>令和元年度第2回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野市子ども・子育て支援事業計画の計画全体の評価及び個別事業の平成30年度点検・評価結果について ・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について ・計画の骨子案について ・計画の施策等への提案募集について
令和元年7月24日	子ども・子育て支援に関わる団体からの第二期長野市子ども・子育て支援事

月日	会議・協議事項等
～8月16日	業計画の施策等への提案募集実施
令和元年9月17日	令和元年度第3回長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none">・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について・計画の素々案について
令和元年9月26日	令和元年度第3回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none">・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について・計画の素々案について
令和元年10月31日	令和元年度第4回長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none">・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について<ul style="list-style-type: none">・関係団体からの施策への提案及び分科会委員からの計画素々案への意見、市の考え方について・計画の素案について・市民意見の募集（パブリックコメント）の実施について
令和元年11月8日	令和元年度第4回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none">・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について<ul style="list-style-type: none">・関係団体からの施策への提案及び分科会委員からの計画素々案への意見、市の考え方について・計画の素案について・市民意見の募集（パブリックコメント）の実施について
令和元年11月22日 ～12月19日	市民意見等の募集（パブリックコメント）実施
令和2年1月10日	令和元年度第5回長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none">・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について<ul style="list-style-type: none">・分科会委員からの計画素案への意見及び市の考え方について・市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施結果について・計画（答申案）について
令和2年1月23日	令和元年度第5回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none">・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について<ul style="list-style-type: none">・分科会委員からの計画素案への意見及び市の考え方について・市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施結果について・計画（答申案）について
令和2年2月3日	令和元年度第3回長野市社会福祉審議会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none">・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について（児童福祉専門分科会から報告）
令和2年2月3日	第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について、長野市社会福祉審議会から答申

3 用語解説

あ行		
か行		
さ行		
た行		
な行		
は行		
ま行		
や行		
ら行		
わ行		

4 関係法令及び条例等

(1) 子ども・子育て支援法（抜粋）

平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号

最終改正：令和元年 5 月 17 日法律第 7 号

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉

計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならぬ。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（2）次世代育成支援対策推進法（抜粋）

平成 15 年 7 月 16 日法律第 120 号

最終改正：平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(3) 長野市社会福祉審議会条例

平成12年3月30日長野市条例第3号

最終改正：平成27年3月27日長野市条例第10号

(設置等)

- 第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。
 - 3 社会福祉法第11条第1項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第6条第1項第2号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第6項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

- 第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

- 第4条 審議会に副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

- 第5条 審議会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

- 第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項

- (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
 - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

（審査部会）

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

（専門分科会及び審査部会の会議）

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。
この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部会に属する委員」と読み替えるものとする。

- 2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）
- 3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

附 則（平成20年3月28日条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

（4）長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会要綱

（設置）

第1 この要綱は、長野市子ども・子育て支援事業計画に基づく実効ある施策展開を図るため、長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

（掌握事項）

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項について総合的な調整を行う。

- (1) 長野市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策及び個別事業の評価に関すること。
- (2) (1)の評価結果に基づく施策及び個別事業の検証及び見直し作業に関すること。
- (3) その他子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の規定に関すること。

（組織）

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、こども未来部長とし、副委員長は、こども未来部こども政策課長とし、委員は、次に掲げる職に在る者を充てる。

- (1) こども未来部子育て支援課長
- (2) こども未来部保育・幼稚園課長
- (3) 保健福祉部障害福祉課長
- (4) 保健所健康課長
- (5) 教育委員会学校教育課長

3 委員長は、必要に応じて前2に掲げる職に在る者以外の者を出席させることができる。

(委員長の職務等)

第4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(事務局)

第6 委員会の事務局は、こども未来部こども政策課に置く。

(補足)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月3日から施行する。

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月8日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。